

特集

# 島根史学会会報

第 51 号 | 2013. 8. 31

特集

育鵬社版歴史教科書の問題点

井上 寛司 : 一頁

〈参考資料〉育鵬社版中学校歴史教科書の誤りと問題点

: 七頁

益田地区における育鵬社版歴史教科書採択をめぐつて

舟木 健治 : 三三頁

研究ノート

松江藩銀札の貨幣価値

藤澤 秀晴 : 三五頁

## 育鵬社版歴史教科書の問題点

井 上 寛 司

### 一、はじめに

昨年（二〇一二）八月、中学校用教科書の益田採択地区（益田市と津和野町・吉賀町で構成）において、島根県内の公立学校では初めて、「新しい歴史教科書をつくる会」系の歴史教科書（育鵬社『新しい日本の歴史』）が採択され、すでに本年（二〇一二年）四月から使用が始まっている。

しかし、この教科書にはいくつもの重大な問題点が含まれていて、その使用は厳しく戒められなければならない。益田地区での使用も、早急に撤回・廃棄される必要がある。そこで本稿では、この教科書にどのような問題が含まれているのかを、できるだけトータル、かつ具体的な形で整理するよう努めたい。

本論に入るに先立つて、あらかじめ次のことを明確にしておこう。

それは、「島根史学会でこの問題を取り上げることの意味をどう考えるか」ということである。これは私の個人的な見解ではあるが、次に述べる三つの論点からして、「島根地域の歴史研究と歴史教育に責任を負おうとする研究団体」として、この問題を看過・容認することは絶対にできないし、またすべきではないと考える。

その第一は、正しい地域史認識が日本や世界の全体についての正確な認識と不可分の関係にあり、また正しい地域史認識のためにも、日本や世界の全体に対する正確な理解が不可欠だからということにある。

第二に、島根県内のとくに中学校でどのような歴史教育が行われるのかが、次の二つの点で私たちと重大な関わりを持つと考えなければならないからである。一つには、次世代を担う若者たちの歴史

認識や地域史認識のあり方が島根地域の将来に極めて重要な意味を持つから。そして二つには、それが島根地域に止まらず、全国的な影響を持たざるを得ないからである。それは、ここで学んだ子どもたちの多くが、やがては島根県を出て全国各地で活躍すると推定されるからに他ならない。また、とくに中学校が重要だというのは、主として二つの理由による。①中学校で始めて日本の歴史を全体として、かつ世界史と結びあわせた、本来の「日本の歴史」として学ぶから。②とくに近年は、高校で日本史を学ぶ学生が著しく減少していく、中学校での歴史学習がそのまま日本人（社会人）としての歴史認識となつてゐるのが現状だからである。この両者の意味から、中学校でどのような歴史認識を身につけるのかは、日本国民となる上で決定的な重要性を持つと考えなければならない。その意味からも、この問題は全国に対する私たち島根県民の重大な責任だといわなければならぬ。

さて、第三に、島根という地域とは直接関係なく、歴史の研究と教育に携わる研究団体として、歴史の教訓に学び、広く社会にこうした問題についての理解を広めていくよう努めることは、私たちに課せられた重要な社会的責務だという問題がある。国家などの公的権力による教育の場を通じての強制的な歴史認識（それは社会観や社会的価値観にほぼ等しいと考えなければならない）の刷り込みが、アジア太平洋戦争という取り返しのつかない悲惨な失敗をもたらした。その教訓に学び、再びそうした過ちを犯すことのないよう努めることが極めて重要だということである。

なお、以下の考察は学会としてのものということではなく、あくまで私個人の見解に基づく、内容的にもたいへん不十分なもので、もっぱら討論の素材を提供することを目的して作成したものである。忌憚のないご意見を得て、より理解を深めていくことができればと考える。

## 二、育鵬社版歴史教科書の特徴と問題点

この点に関しては、従来から様々なところで検討が加えられ、様々な形で多くの問題点が指摘されてきた。最近では、子ども教科書全国ネット21編の『育鵬社教科書をどう読むか』（高文研、二〇一二年）が出版され、教科書の内容に即した検討も大きく前進している。

しかし、限られた時間の中で、教科書の記述の個々の内容にまで立ち入つて検討を加える余裕はないので、その点は参考資料として別途添付することとした（後掲）。これは、凡例にも示しておいたように、私がこれまで目にした諸文献や資料（前記の高文研『育鵬社教科書をどう読むか』を含む）に私見を加える形で取りまとめたもので、さらに詳細に挙げれば多数の問題点を指摘することも可能であるが、ここではその主なもののみを掲げることとした。以下の考察は、この参考資料を踏まえながら進めていくこととしたい（括弧で括った数字はいずれもこの参考資料の番号を示す）。

さて、この参考資料を見ていただければ明らかのように、育鵬社版歴史教科書には、二つの重大な問題点が含まれている。その第一は、学問的に見て見過ごすことのできない、膨大な数の誤りが含まれているということである。とくに注意する必要があるのは、その誤りの中にそれぞれ性格を異にする三つのものが含まれていることである。

①ケアレスミスを含む、ごく単純で明白な事実誤認と理解の不充分さを抱えている。：(1)(2)(18)(32)(37)(59)など。

②本来述べなければならない歴史的事実を意識的に無視し、あるいは欠落させている。：(36)(45)(56)(81)(84)など。

③すでに学問的に明確となつてゐる歴史的事実や評価を故意にすり替え、あるいは言い換えている。：(23)(24)(61)(86)(87)など。

以上のうちとくに注意を要するのは、①が九九項目中七三項目と

多數に上り、かつすべての時代に満遍なく存在していることである。これは、教科書検定なるものがいかに「杜撰」で、「いい加減」なものであるかを余すところなく示すとともに、以下の点も合わせた「顕著な政治性」（政治的主張をともなう政策的検定）を示すものといわなければならない。家永教科書裁判を通じて明確となり、国民的な厳しい批判を受けたはずの重大な問題点が、現在に至つてもなお改善されていないことに大きな怒りを覚えずにはいられない。

それはさておき、いま一つ注意する必要があるのは、(2)・(3)もまた多數に上ることである（(2)は六二項目、(3)は五五項目）。これは、長年にわたる重要な研究成果の意図的な無視であり、歴史学研究への重大な挑戦だといわなければならない。

但し、(2)に関しては、それだけをもつて誤つていると断じることには十分慎重でなければならない。歴史学とは、絶えず現在の視点に立つて過去を総括し、それに意味付けを与え、また未来を展望しようとする学問（思想の営みとしての本質を持つもの）であり、過去の歴史的事実のうちの何に注目し、何をどのように評価するのかは、本来多様であるのを当然の前提としているからである。歴史学習が「暗記物」であつてはならないというのは、歴史学研究の持つこうした学問的な本質に根ざるものであり、主体的な歴史認識と社会認識の構築・鍛錬こそ歴史学習では最も重要であり、重視されなければならないところといえよう。

では、育鵬社版が提示しようとする歴史像や歴史認識もまた認められるべきものなのであろうか。否。それはあり得ない。そこで提示される歴史像や歴史認識が、学問的にも明確に誤つていてなり立ち得ない、認めがたいものだからである。

というのは、(2)が実際には(1)あるいは(3)と深く結びあつてゐる、逆からいえば(1)や(3)なしに(2)はなり立ち得ない構造となつてゐるからに他ならない。そしてそこにこそ、「つくる会」系歴史教科書だけ

けに認められる独自の特徴と重大な問題点とが存すると考えられるのである。そのことは、例えば(1)(2)(3)の三つの重なり合うのが、(9)(17)(22)(24)(38)(45)(49)(53)(62)(66)(67)(68)(69)(70)(71)(72)(73)(74)(76)(77)(79)(83)(84)(86)(87)(91)(94)(96)(99)と、少なく見積もつても二九という多數に上り、近現代史分野を中心にして、とくに重要な問題に集中していることの中にも、その一端が示されているといえる。

以上を要するに、一見学問的な正当性を担保しているかのように装いながら、実際には極めて非科学的で非学問的な歴史像や歴史認識を子どもたちに押しつけようとするものだといわざるをえない。

育鵬社版歴史教科書の抱える第二の重大な問題点は、歴史そのものの捉え方の問題である。右に指摘したような非科学的で非学問的な歴史の捉え方を、「そのどこが悪いのか」と開き直る一方、それこそが「曇りのない歴史」「公正客観的な歴史」（岡崎久彦「歴史を真の鏡とするために」、市販用付録一〇ページ）だと強弁していることにある。

いつたゞい、こうした理解や主張の根拠とは何なのであろうか。結論的にいって、主要には次の二つが考えられるであろう。その第一は、先述した(3)や(2)などによつて、従来の通説とは異なる、まつたく新しい歴史像が解明されたと「誤解」し、それこそが「曇りのない歴史」「公正客観的な歴史」だと思い込んでしまつていてことである。しかし、それが(1)と密接不可分に結びあうなど、まつたくなり立ち得ない、観念的な創造物＝虚像＝願望に過ぎないことは先述した通りである。

第二は、歴史研究と歴史教育とを分離し、「国史の教科書は單なる歴史事実の研究であつてはならない」「日本の歴史の『虹を見る視点』こそ最も重要（渡部昇一「日本の歴史の『美しい虹』を見せててくれる教科書」、同上一一ページ）とする考え方である。しか

し、これまた欺瞞に満ちたまことにお粗末な考え方で、到底なり立ち得ないといわなければならない。その問題点として、さしあたり次の三点を指摘しておく必要があろう。

一つは、「国史の教科書は單なる歴史事実の研究であつてはならない」と強調することによって、実際には歴史的事実を無視・軽視し、あるいは勝手に解釈することを合理化・正当化しようとする、そのための方便に過ぎないということである。膨大な数の①が存在し、かつ平然と②や③を書き立てるのは、こうした認識と表裏一体のものといわなければならぬ。

二つに、「美しい虹」という場合の「美しい」が主観的な価値判断に基づくもので、何ら客観的で学問的な基準・根拠を持たないとということである。例えば、渡辺氏は日本国憲法の前文や第九条とともに「おかしなもの」と評価するが、これは渡辺氏の主観的な価値観（＝願望）によるもので、何ら学問的な根拠を持つものではない。「おかしな」という感覚や考え方そのものが、戦前から戦後への歴史の転換という大きな流れを敵視し、これに敵対する、極めて非歴史的で非学問的なものであることは、歴史の事実に照らしてすでに明白である。

三つに、何より問題なのは、「虹」には実態が存在しないことである。これは、歴史を客観的な事実としてではなく、もっぱらそれから遊離した夢やロマンの問題として語り、理解しようとする極めて観念的な態度であり、到底まともな歴史学習とはいえないし、そこから確かな未来への展望を開くこともできないことは明らかだといわなければならない。

以上、ここに指摘した二つの問題点を結びあわせて考えると、育鵬社版歴史教科書というのは、非科学的・非学問的なことを十分承認の上で、彼らが観念的に創出し、戦略的に導き出した歴史像や歴史認識を、種々の口実を用いて合理化・正当化し、それを公権力を用いて、一方的に子どもたちに押し付けようとする意図したものだといわなければならない、ということになろう。

### 三、育鵬社版歴史教科書のねらいとその歴史的背景

このように、内容的にも方法論的にも教科書としては重大な欠陥を持つことの明白なものが、いつたいなぜ登場してきたのか。そして、なお限定的とはいえ、それが従来に比べ大きく採択率を伸ばしてきたのはなぜか。それを可能とした条件とはいつたい何なのか。これらの点に関しては、とくに次のことに注意しておく必要があるといえよう。

まず第一に、一〇〇六年の安倍晋三内閣による教育基本法の改定（公共の精神の尊重、國・郷土への愛と伝統の継承などを新たに追加）と、それにに基づく学習指導要領の改訂を踏まえ、「学習指導要領に最も相応しい」とのうたい文句の下に登場していること。

第二に、かつての扶桑社版や自由社版に比べ、内容・構成とともにより工夫、より洗練されたものとなつていて、従来よりも採択されやすい条件を整えてきていること。

第三に、しかし、基本的にはたいへん杜撰で、顕著な政治性を帶びた教科書検定（お墨付き）に支えられて、初めて出版が可能となつたものであること。

第四に、教科書採択制度の改定にともなう、教育現場と乖離した恣意的な教科書選定方法に支えられて強行されたものであること。この点でとくに注意を要するのは、現場の教員が作成する調書に採択希望順位を付すことを認めず、またそつした現場の意見に拘束されることなく、それとは無関係に採択委員（教育長やPTA会長など、専門的な知識を持たない人々で構成されるのが一般的）が自由（＝恣意的）に教科書を採択できるシステムが出来上がっていることである。

第五に、自民党などの指示に基づく、全国的な規模での教科書採択に向けての地方議会での動きや、あるいは政経塾系の首長による意識的で意図的な採択の動きなどがこれを下支えしていることである。

以上を要するに、歴史研究や歴史教育本来の問題とは次元を異にする、あるいはそれと敵対する、極めて政治的な要因に基づいてこの教科書採択は進められたといえる。

では、そのねらいとは何か。また、なぜあえてこうした無理をしようとするのか。そのことを理解するためには、彼らが描き出そうとしている歴史像や歴史認識について、さらに踏み込んで検討を加える必要がある。

この教科書の記述全体を通して最も強調されていると考えられる論点や特徴（それは、この教科書の監修者や執筆陣が子どもたちにどのような歴史像や歴史認識を身につけさせたいと考えているのかを示すものに他ならない）を抽出すれば、とくに次の三点が重要なといえるであろう。

一、日本の文化や伝統の持つ独自性や優秀性の一面的な強調、及びそれを前提とする日本の国家や民族の優秀性と世界的な優位性の強調。

二、その一方で、とくに近代日本が犯した大きな過ちに頬張りをし、その自己弁護と言い逃れ、自己正当化に終始。

三、G H Qによる戦後処理の不公正・不当性の一面的な強調と、日本国憲法をその一環をなすものとして敵視し（とくに第九条）、そうした観点からの現状分析と未来への展望の強調。

ところで、こうした教科書が登場してくる、その歴史的背景とはいつたいた何なのであろうか。とくに注意を要するのは次の四、ないし五点だといえよう。

まず第一に、戦後日本の基本的枠組みとなってきた政策基調（歪

な対米従属と大企業中心主義）があらゆる面で行き詰まり、矛盾を広げ、修復困難な危機的状況を迎えることが挙げられる。そして、その要因としては、次のような諸論点を指摘することができるであろう。

（1）発展途上国の成長とともになう国際社会の多極化。日米など少数の経済大国による世界的規模での富の独占の構造的破綻。

（2）高度経済成長政策の破綻と低成長への移行とともになう、国内諸矛盾の顕在化と拡大。

（3）これら諸矛盾を解決するための方策としての七〇年代、あるいは九〇年代以後の新自由主義（構造改革路線）。それがもたらす国内外の諸矛盾の激化と、二〇〇六年のリーマンショックを契機とするそのさらなる深刻化。

（4）その問題解決のため、なりふりを構わぬいつそうの新自由主義的政策の拡大と、しかしそれがもたらす深刻な矛盾の激化。

そして、これらの問題は、昨年（二〇一一）の三・一一東北大震災と原発問題の発生を機に、一挙にその深刻さの度合いを増しているといえる。沖縄米軍基地問題、オスプレイ配備問題、TPP問題、消費税問題、原発問題、領土問題などにそれが示されている。

第二に、この危機的状況を突破するためには、何よりも国民に対して、客観的で科学的な現状分析に基づいて自覚的に諸矛盾・諸問題を解決していく、周到に準備するとともに（マスメディアへの対策など）、権力側の提示する観念的で批判的な社会認識を身につけさせることによって、それに基づいて過去・現在・未来を展望する、そうした権力に従順な国民を早急に創りあげることが不可欠だということになる。

そのため第三に、一方で戦後歴史学が構築してきた客観的で科学的な歴史像や歴史認識を「自虐史観」「暗黒史観」などとして徹底

的に攻撃する一方、権力側の強調する「虹を見る視点」で綴られた観念的で非科学的な歴史像を大々的に宣伝する必要が生まれている。しかし第四に、前節で指摘したように、歴史学研究や学問論の次元において、すでにその勝負はついてしまっていることから（歴史学会の中で、こうした体制側の見解を支持する非科学的で非学問的な研究者は、ほんのごく一部を除いてほとんど存在しない）、それは異なる政治的な次元で強行突破を図らざるを得ない。それが、政治的に仕組まれた「つくる会」系の教科書採択問題に他ならないということができよう。

最後に、第五として、これには、戦前の国定教科書やそれを用いた歴史教育がいかに有効に機能したかについての、彼らなりの総括と目算があることにも十分に注意しておくことが必要だといえる。

#### 四、むすび

以上を以て拙い考察を終えることとするが、最初にも述べたように、島根県を中心とした地域史の研究と教育に携わる研究団体である島根史学会が、学会として教科書採択問題などという、いわば「政治的な問題」を取り上げ、議論することに疑問を抱かれる方があるかも知れない。そのことを念頭に置いて、（一）ではこれを取り上げる三つの論拠を指摘した。しかしそれに加えて、（三）で指摘した、「極めて政治的な要因に基づいてこの教科書採択が進められている」、そのことにこそいま一つの重要な要因があると考えなければならない。

この後者の論点は、育鵬社版歴史教科書問題の本質、そして私たちが直面している今日の事態の本質最も分かりやすい形で示しているということもできる。それは、一部のマスコミで盛んに「総選挙後の首相候補」と騒がれている橋下大阪市長が公言している、「教育目標は政治が定める」という考え方と本質的に同じものだと

いうことである。

教育目標やその内容まで、時の政治権力が定め、強権的にそれに従わせるという、戦前の教育体制への回帰が目論まれ、それへの準備が進められつつある。これは戦前とは形が異なるが、新自由主義の行き着く先としてのファシズムと理解すべきものといえよう。そして同じく戦前の教訓として、ファシズムは芽の内に摘み取り、阻止しなければ、気がついてからではもはや手遅れだという問題がある。この育鵬社版歴史教科書問題は、まさにその重要な「芽」の一つに他ならないといえよう。

島根県内では、一部の教育関係者を除いて未だほとんど議論されていないというのが現状であるが、ことの重大性からすれば、早急にこの問題の抱える危険性を周知徹底し、これ以上被害が広がらないよう、そしてこれを撤回させるよう、取り組みを強める必要があると考える。よろしくご検討の程、お願い申し上げる次第である。

光子・平塚らいてう・与謝野晶子、第6章：なしで、その取り上げ方にはいくつもの問題点が含まれている。①ここに登場する女性の大部分が母・妻として描かれていて、女性を男性と対等な一個の人間としてではなく、男性とは異なる（男性によって活かされる）存在としてのみ捉えようとしている。そのことは、第1～4章の12名のうち8名までが天皇・将軍などの母か妻か乳母であり（残りの3名が文学者、1名が教育者）、池禅尼・高台院・春日局なども専ら母・妻・乳母として描かれていることに、よく現れている。②枝葉末節のことこだわり、最も重要な幹の部分を捨象してしまっている。例えば、津田梅子について、アメリカ大統領に「日本人が大切にしている伝統は」と問われて「犠牲の精神と忠誠心」と答えたとか、「式典の場には和服で出席したといいます」などと書いているが（p185）、現在の津田梅子研究によれば、留学から帰国した津田を最も悩ませたのは、留学帰りの男性がすぐに活躍の場を与えられたのに対し、女性にはそのような場所が準備されていなかったことにあった。華族女学校で教えた後、36才で「女子英学塾」を開いたのも、「女性の権利の尊重と社会への参加」のために、女性の英語教師を育成しようと思ったからであった。これらの、最も重要なことがすべて捨象されてしまっている。③あまりに意図的で、一方的な価値観を押しつけようとしている。平塚らいてうについては、年下の男性との事実婚や戦後の反核運動など、様々な材料があるにもかかわらず、ほとんど「青鞆」のことしか書かず、他を無視している。それに対し、与謝野晶子は長い期間を取り上げて、有名な日露戦争の時の詩「君死にたまふことなかれ」は題名のみであるが、太平洋戦争時の「出征する四男を励ます歌」は全文紹介している。また、生年・没年ともに与謝野晶子が平塚らいてうより先で、他の人物はすべて生年順なのに、与謝野晶子だけを後にもってきていている。それは、最後の部分にある「11人の子の母親として、家族を愛し、家を重んじたその姿勢は、当時さかんだった女性解放運動とは一線を画するものでした」というまとめを強調したかったことによるものと考えざるを得ない。④本文を含め、育鵬社版には「男女平等」の言葉がなく、女性の地位向上に関する記述がほとんど認められない。

度成長が引き起こした問題の具体的な記述がなく、当時の住民運動が無視されている点で、極めて一面的で不適切な記述だといわなければならない。

#### 96) 沖縄返還と基地問題について (f) …①②③

沖縄返還は、帝国書院が「ベトナム戦争でアメリカ軍の軍事拠点となると、基地と住民との対立が深まりました」(p238) と書くように、ベトナム戦争の激化が米軍基地反対と復帰運動に拍車をかけ実現したものである。しかし、育鵬社はここでも民衆運動を無視し、「沖縄の人々の長年の願いが実を結び、…佐藤栄作内閣によって沖縄本土復帰が実現しました」(p240~1)として、あたかも政府の力だけで返還が実現したかのように記されていて、明らかに事実に反する。また沖縄返還後の米軍基地問題については、帝国書院がコラムで「現在に残る沖縄の基地問題」(p239) を設け、他社もすべて沖縄の米軍基地の地図を掲載するなどして、解決していない基地問題を記述しているのに対し、育鵬社は一言も触れていない。ここにも重大な問題が含まれている。

#### 97) 今日の日本とこれからの課題について (f・i) …③

小項目「日本の現状と今後」の「憲法や外交、防衛、教育など戦後の国のあり方をめぐる問題」で「しづみの見直しも徐々に進んでいる」(p247) 点を強調し、側注で教育基本法改正や憲法改正のための国民投票法制定、防衛省昇格をその例としてあげている。また、外交には「わが国の主権を守る姿勢が必要」として拉致問題、領土問題をあげている。教育出版が地球環境、人権尊重、平和を築く問題を課題としてあげたり、帝国書院が戦後補償問題やNGOの国際支援活動を取り上げ、東京書籍が憲法の理念を尊重した国際貢献や核廃絶を取り上げると、育鵬社の課題意識は極めて異質で、第二次世界大戦の教訓に真っ向から挑戦し、歴史を後戻りさせようとする重大な問題を抱えるものといわなければならない。

#### 98) 女性の位置づけについて (f) …③

育鵬社版の大きな特徴の1つは、各章ごとに（第6章の現代にはなし）女性の人物コラム「なでしこ日本史」を設け、あたかも女性の位置づけを重視しているかのように見せる仕組みとなっていることがある。しかし、これは明らかなごまかしで、実際には女性はほとんど「なでしこ日本史」でしか扱われず、その総数も「なでしこ日本史」15名、その他11名の26名に止まり（人物索引の総数496名）、その他の11名は名前だけや、写真と名だけが4名、本文に1行でも説明が出てくるのは、卑弥呼・持統天皇など7名に過ぎない。東京書籍の場合、女性が少ないので同じで300名中14名に止まるが、その書き方は本文で説明したり、側注の場合は資料つきで載せており、写真説明のみは緒方貞子1名である。また、東京書籍では、各章の扉の次のページに、その章の各時代の特徴を写真で表しているが、各時代に男女の登場人物がイラストで描かれており、歴史が両性によって担わってきたことを示そうと努めている。

#### 99) 「なでしこ日本史」の問題点 (f) …①②③

「なでしこ日本史」に取り上げられているのは、第1章：推古天皇（正しくは推古大王…井上）・光明皇后・紫式部、第2章：池禅尼・北条政子・日野富子、第3章：高台院（北政所）・春日局・加賀千代、第4章：天璋院（篤姫）・津田梅子・樋口一葉、第5章：クーデンホーフ

てはまったくふれず、極めて一面的な記述となっている。東京書籍では「日本が侵略したアジアの国々の多くとの間では講和が実現しませんでした」(p232) とし、さらに注ではインド・ビルマや東南アジア諸国の態度について述べている。また、安保条約については「アメリカが日本及び東アジアの平和と安全を保障する」(p235) ことになったと記しているが、安保条約にはアメリカ軍の日本防衛義務が定められておらず、「日本及び東アジアの平和と安全を保障」との記述はごまかしであり、誤っている。

#### 92) 「絵巻」のフルシチョフの誤記 (b) …①

「歴史絵巻」(p227) には、「日ソ共同宣言（1956年）」というキャプションの傍らに鳩山一郎とフルシチョフの絵が描かれている。しかし、当時、日ソ宣言にかかわり署名したのは、フルシチョフ第一書記ではなくブルガーニン首相であった。

#### 93) 平和運動の取り扱いについて (f) …②

育鵬社は第五福竜丸の被災を写真付きの側中欄で簡単に説明しているが (p236)、それ以後大きく広がった原水爆禁止運動にはふれない。東京書籍は原水爆禁止運動をコラムで扱い (p233)、世界的なベトナム反戦運動や沖縄復帰運動 (p234～5) も取り上げているが、育鵬社はベトナム反戦運動も沖縄復帰運動も取り扱わない。新安保条約について教育出版は「日本がアメリカの軍事行動に巻き込まれる危険がある」(p242) と強い反対の声が上がったことを指摘するが、育鵬社はアメリカと対等な立場にしようとしたとだけ書くため、大きな反対運動（安保闘争）が起こった理由がわからず、不正確だといわなければならない。

#### 94) ベトナム戦争とその終結について (f・i) …①②③

「1965年には、インドシナ半島の共産化をくい止めるため、アメリカは南ベトナム軍を援助する軍を送り、中国、ソ連、北ベトナムが支援する南ベトナムの反政府勢力や北ベトナム軍と戦いました（ベトナム戦争）。しかし、長引く戦争に、米国の世論はこの戦争への介入反対へと傾き、1973年にアメリカ軍は撤退しました。1975年、北ベトナムは南部に侵攻し、南ベトナムを併合しました」(p236～7) とされているが、これはアメリカ側からの一方的な評価に基づくもので、客観的な事実とは認めがたく、誤っている。まず第1に、ベトナム戦争そのものがアメリカによるゴ・ジンジェム傀儡政権を媒介とした植民地支配に対する南ベトナム解放戦線を中心とした民族独立・民族解放戦争として始まったものである、第2に、劣勢に立たされたアメリカが1965年北ベトナムへの攻撃を開始（北爆）したことから、北ベトナムと南の解放戦線によるアメリカとの戦いという第2段階（狭義のベトナム戦争）へと移行した、そして第3に、アメリカの肝煎によって1955年に樹立されたベトナム共和国（南ベトナム政府）が、1975年のベトナム戦争の終結にともなって崩壊し、ベトナム民族の統一を踏まえ、1975年に新たにベトナム社会主義共和国が成立した、というのが歴史の事実だからである。

#### 95) 「経済成長のひずみ」について (f) …①②

小項目「経済成長のひずみ」で、公害、過密過疎などの問題を一通りは取り上げているが (p239)、他社がすべて取り上げている公害反対運動や、四大公害裁判勝利などの問題はすべて捨象される一方、政府の公害対策によって「大きな改善がみられ」た面が強調されている。高

者としての感覚を持ち続け、しばしば 政府要人に内政・外交に関する報告を求めた。日本国憲法施行後の1947年にも、GHQを通して沖縄の占領継続を希望する旨、アメリカ政府に伝えている（「天皇のメッセージ」）。また1975年の記者会見では、戦争責任に関する質問に対し、「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究していないでよくわかりませんから…」という問題をはぐらかす発言をし、話題を呼んだ。コラムでは『マッカーサー回顧録』を根拠に、マッカーサーが天皇の人間性に感動した話を紹介しているが、『回顧録』は彼自身の占領政策の正当性を強調するために作成したものであるから、そのまま事実と認めがたいことはいうまでもない。このように、ここでも先と同じく、都合の良い部分だけを一面的に肥大化することによって、実際とは異なる昭和天皇像を描いていて、重大な問題を含むものといわなければならない。

#### 88) 中華人民共和国の成立について (b) …①

「中国では日本軍の撤退後、ソ連の援助を受けた共産党が、アメリカの支援する国民党政府を破り、1949年、毛沢東を主席とする中華人民共和国が建国されました」(p234)とあって、中国共産党が国民党に勝って政権を掌握したのは、ソ連軍に支援によったものと読めるが、不正確。中国共産党が勝利したのは、ソ連軍の支援のほかに、日本軍による中国への侵略が中国人の愛国心を目覚めさせて、中国共産党への指示を高めたこと、腐敗した国民党が国民の支持を失ったことなど、多元的な要因によると考えなければならない。

#### 89) 戦後の植民地独立について (f・i) …②

N071で指摘したこととも関わって、第二次大戦後の植民地独立について本文ではまったくふれていない。戦後世界の地図でも、「冷戦のようす」と題して、アメリカ側のNATO加盟国とソ連側のワルシャワ条約機構加盟国とを色分けした地図を掲載する(p234)だけで、広大なアジア・アフリカ・中南米は白のままとなっており、そこは主役でないという扱いとなっている。わずかに側注で、アジア・アフリカで戦後独立国が誕生したという事実に簡単にふれるに止まる。しかし、20世紀後半以後において非同盟諸国が果たした役割の重要性からすれば、こうした評価が極めて一面的であることは明白で、東京書籍が「冷戦と並ぶ、第二次世界大戦後の世界の重要な動きは、植民地の解放でした」と位置づけ、アジア・アフリカにまたがる「第二次大戦後の独立国」の地図も掲げている(p231)ことに倣うべきであろう。

#### 90) 占領政策の転換について (f) …②

冷戦の激化にともなって「アメリカの占領政策は、日本を自由主義陣営の一員として強化する方向にむかいました」として、警察予備隊設置、自衛隊への発展などについて記しているが(p235)、占領政策の基本となるボツダム宣言との関係、再軍備と憲法9条との関係、日本の政財界指導者の立場などにふれないと、占領政策転換の原因や内容、その歴史的な意味などが理解できない仕組みとなっていて不適切で、問題がある。

#### 91) 平和条約と安保条約について (f・i) …①②③

サンフランシスコ平和条約については本文で「主権を回復しました」、側注で「沖縄などは引き続きアメリカの施政下に置かれた」と記すに止まり(p235)、それが抱える問題点につい

だけでなく、戦前・戦時中の日本社会のあり方とも関わって、国民主権や基本的人権の尊重の重要性を著しく軽視するものとして、重大な誤りを持つものといわなければならない。また、その平和主義が「他国に例を見ない」という指摘も不適切。平和主義の条項は、現在15ヵ国以上の国々まで広がっている点や、1928年のパリ不戦条約をはじめ、戦争を違法化し禁止しようとする国際社会の、20世紀を通した長い取り組みと密接に関わっていることを的確に押えておくことが重要で、この点を欠落させているところにも育鵬社版の重大な問題点がある。

#### 85) A級戦犯の処罰について (f) …①②

コラム「東京裁判」(極東国際軍事裁判)。第2次大戦後、連合国11ヵ国が日本の「重大犯罪人」28人を被告とした裁判。この被告人は、一般にA級戦犯と呼ばれているが、審理対象となつた犯罪は①「平和に対する罪」(A級戦犯罪:侵略戦争や条約に違反する違法戦争の準備・遂行などの関わった罪)、②「通例の戦争犯罪」(B級戦争犯罪:国際人道法・慣習法違反など、戦闘中の非戦闘員の殺害や捕虜虐待など)、③「人道に対する罪」(C級戦犯罪:一般市民に対する虐殺などの非人道的行為)の3つで、これらを犯した個人の刑事責任が問われた)では、①を理由に国家指導者が裁かれたことを強調しているが(p232)、実際には捕虜虐待や住民殺害などの②をも重視し、絞首刑となった7人は全員①だけでなく、②でも有罪とされた。他方、ナチスドイツによるユダヤ人虐殺に適用された③は、東京裁判やBC級戦犯裁判など対日先般裁判では、実際には適用されなかった。これらの点で育鵬社版の記述は不正確であり、誤っている。

#### 86) パール判事の評価について (f・i) …①②③

同じくコラム「東京裁判」では、インドのパール判事が全被告を「無罪」としたことを強調し、東京裁判を厳しく批判している(p232)。確かにパールは、①を事後法(行為が行われた後に作られた法)であるなどとして、これらを適用した東京裁判の構造を批判し、被告の「無罪」を主張した。しかし、②の審理については意義を認めた上で、日本の指導者は「過ちを犯した」として南京事件などを事実と認定し、「鬼畜のような性格」の行為と断罪した。さらにパールの他、ウェップ裁判長ら5人の裁判官が出た少数意見書には、天皇が裁かれないことへの批判もあった。これらのこと全体として整理すると、育鵬社版が都合の良い部分だけを一面的に肥大化し、逆に都合の悪い部分を捨象することによって、東京裁判そのものの歴史的評価を著しく歪めていることは明白だといえよう。

#### 87) 昭和天皇像について (f) …①②③

コラム「国民とともに歩んだ昭和天皇」(p233)において、大日本帝国憲法下では、天皇自身の考えとは違っても政府の決定は認めるのが原則であったとして、昭和天皇の「立憲君主」としての立場を強調し、戦争の拡大を心配しながらも時代の流れに逆らえなかつた天皇像を描いている。しかし実際は、昭和天皇は政府・軍の指導者の決定を常に認めたわけではなく、アジア太平洋戦争中、陸海軍から毎日詳細な戦況報告を受けるとともに、ガダルカナル攻防戦などでは精力的に戦争指導に当たり、しばしば軍の責任者を叱責した。1945年2月に、重臣の近衛文麿が、敗戦はもう避けられないとして講和を進言した際も、日本軍が沖縄で米軍に打撃を与えることを期待して、耳を貸さなかつた。さらに、昭和天皇は、戦前も戦後も「大権」保持

要がある。

81) 原爆投下について (e・i) …②

「8月6日、アメリカは完成したばかりの原子爆弾（原爆）を広島市に投下しました」(p220)と述べるに止まり、すでに学問的に解明されている原爆投下の背景となった冷戦構造の問題が欠落させられていて、不正確。正しくは、「アメリカは、戦後の世界でソ連に対して優位に立つことを意図して、1945（昭和20）年8月6日、世界で最初の原子爆弾を広島に投下し、…」(日本文教出版p234)、「アメリカは、戦後の世界でソ連より優位に立つねらいもあって、8月6日に広島に、8月9日に長崎に原子爆弾（原爆）を投下しました」(教育出版p223)とすべきもの。

82) 戦死者数の表記について (i) …②③

東京大空襲（約10万人、p219）や原爆（広島約14～15万人、長崎約7～8万人、p218～9）に加えて、「満州・北朝鮮にいた約200万人の人々は、ソ連軍の攻撃や掠奪にあい、多くの犠牲者を生みました。また、ソ連は満州や樺太、朝鮮などで武装解除した軍人など約57万～70万人をシベリアに連行し、長期間過酷な労働に従事させたため約6万人が死亡しました」(p221)と、日本側が受けた被害についてはたいへん詳細に記しながら、日本側が加えた加害については一切具体的な記載がなく、「第二次世界大戦全体の世界中の戦死者は2200万人、負傷者は3400万人とも推定されています」(同)とのみ述べるに止まっている。これは、15年戦争やアジア太平洋戦争における日本の加害責任を隠蔽するための、事実をねじ曲げた、極めて意図的なものといわざるを得ない。

83) 新憲法制定の経緯について (b・f) …①②③

「(日本国憲法の政府提案は)、議会審議では、細かな点までGHQとの協議が必要であり、議員はGHQの意向に反対の声を上げることができず、ほとんど無修正で採択されました」(p231)とあるのは、記述が誤っているか、ないしは不正確。①政府は、GHQ案（英文）を基礎にして、政府案（日本語）を作成する際に、GHQと何度も細かい点についても打ち合わせを行ったうえ、GHQ原案の議会一院制から二院制へとするなどの重大な修正を行っている。さらに、②国会に提出された政府案については、基本的人権など重要な点を含めて少なくとも7か所にわたって修正が行われた。衆議院では、共産党を除くすべての与野党の指導的議員がとりわけ平和主義を含む憲法草案をこぞって歓迎、指示する演説を行い、圧倒的多数で可決された。貴族院でも多数で承認した。したがって、「議員はGHQの意向に反対の声を上げることができ」なかったという事実は認められない。同じく“憲法はGHQに押し付けられ、日本政府と国会はやむをえず承認した”というのも事実に反する。当時の世論調査でも、大多数の国民が憲法を支持したと報道されている。

84) 日本国憲法の三原則について (f・i) …①②③

日本国憲法の内容については、三原則を本文で明記する他社版と異なり、「日本国憲法の最大の特色は、…他国に例を見ない徹底した戦争放棄（平和主義）の考え方でした」(p231)と、平和主義だけに絞って書いている。しかし、これは客観性を欠いた極めて一面的な理解である

与と強制は「集団自決」の極めて重要な要因となっていたことは紛れもない事実といわなければならぬ。他社においては、「日本軍は、特別攻撃隊を用いたり、中学生や女学生まで兵士や看護要員として動員したりして強く抵抗しました。民間人を巻き込む激しい戦闘によって、沖縄県民の犠牲者は、当時の沖縄県の人口のおよそ4分の1に当たる12万人以上になりました。その中には、日本軍によって集団自決に追い込まれた住民もいました」（東京書籍p213）、「本土の『防壁』とされた沖縄では、中学生や女学生をふくむ多くの県民が、守備隊に配属されるなど、激しい戦闘に巻き込まれました。そのなかで日本軍によってスパイと疑われて殺害されたり、集団で自決を強いられたりした人々もいました。この沖縄戦では、約60万人の県民のうち、死者が12万人以上を数え、戦闘は日本が降伏したのちも9月7日まで続きました」（教育出版p222）などとしていて、これらの記述に従うべきものといえよう。

#### 78) ひめゆり学徒の死者について (f) …①②

コラムで「絶え間なく砲弾が飛び交う中での危険な看護活動を行い、ひめゆり学徒隊のうちの半数以上が沖縄戦で命を落としました」（p222）と説明されているが、これは事実に反する。ある程度の看護が行えたのは南風原の陸軍病院にいた時期だけで、南部撤退後は看護活動といえるものは行えなかったから。このひめゆり学徒の死者のほとんどは、解放命令が出て戦場に放り出されてからのことで、彼女たちが米軍に保護されることを日本軍が認めていれば多くの犠牲は避けることができた。因みにひめゆり学徒の死者は、南風原陸軍病院の時期が8%、南部撤退から解放までが6%なのにに対し、解放命令以後は80%を占める（ひめゆり平和祈念資料館『資料館だより』14号より）。

#### 79) 資料としての電報の取り扱い (f) …①②③

資料の引用という形で、大田実海軍少将の電報として「県民は青年・壮年の全部が防衛召集に応募してくれた」（p222）と紹介している。しかし、そもそも軍隊への招集は強制的であり「召集」に「応募」することではなく、原文も「県民は青壮年の全部を防衛召集に捧げ」となっている。有無を言わせない強制をあたかも県民が自ら進んで応募したかのようにいうのは、重大な歴史のすり替えだといわなければならない。そして、この電報を取り上げるというのであれば、大田少将の上官であり、沖縄の全日本軍を指揮した牛島満第32軍司令官の、最後の一兵まで戦えという命令こそが沖縄県民の命運を左右した、沖縄戦を考える上で最も重要な電報だといわなければならぬであろう。

#### 80) ポツダム宣言の受諾について (f) …②

ポツダム宣言の発表に対して、当初日本政府が無視したことを、育鵬社がまったく触れていないのは不適切。政府が受諾に際して、唯一重視したのは国体護持（天皇制の存続）の見通しが得られるかどうかで、8月10日、日本政府は連合軍に対し、国体護持のみを条件にポツダム宣言を受諾すると通知したが、連合軍側からは「日本の統治権は連合国軍最高司令部の従属下に置かれる」との回答であった。8月14日に至って、日本政府はようやく国体護持の容認の感触を得、再度受諾の通知を行った。この宣言が発表された7月26日に直ちに政府が受け入れていれば、アメリカの原爆投下（8月6日・9日）もソ連の参戦（8月8日）もなかったはず。国体護持にこだわったことが敗戦をさらに悲惨なものとしてしまったことに、十分留意する必

斎藤隆夫代議士の戦争批判演説をめぐる顛末や、現地取材による新聞報道の不許可写真、ミッドウエイ海戦の日米の新聞比較などを提示している。育鵬社には、こうした多角的な思考を促す資料や記述はまったく認められない。

74) 植民地支配の加害実態について (f) …①②③

「わが国が統治していた朝鮮半島」(p218) という書き方は不正確で、「日本が植民地にしていた朝鮮」と正確に記さなければならぬ。日中戦争以来、朝鮮では、朝鮮神宮への参拝や日本語使用の強制が進み、学校では朝鮮語や朝鮮史を禁じ、日本語や日本史の時間が増え、「皇國臣民の誓詞」の唱和、宮城遙拝（皇居への敬礼）などが強制された。さらに創氏改名によって名前まで日本式に変えさせ、皇民化政策が進められた。育鵬社は創氏改名などにふれ、「日本語教育など同化政策が進められたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました」(p177)とのべてはいるものの、他社と較べて記述が具体性に欠け、植民地の苦しみや犠牲になっていく過程が曖昧なものとなっている。また、1939年以降、強制的に「満州」・樺太・日本・台湾などに移送され、鉱山・ダムや道路工事・軍需工場などで過酷な労働を強いられた朝鮮人は80万人以上といわれているにもかかわらず、「戦争末期には、…日本の鉱山などに連れてこられ、きびしい労働を強いられる朝鮮人や中国人もいました」(p218) と、それがあたかも例外であるかのように記されていて、歴史の実態とは著しくかけ離れているといわなければならない。

75) 「東京大空襲の惨状」のキャプション (c・f) …①③

「東京大空襲の惨状」とされている絵 (p219) は題名も説明も誤っている。正しくは、鈴木誠作の「皇土防衛の軍民防空陣」であって、「東京大空襲の惨状を描いたもの」ではない。この「戦争画」は、近所の人を集めモデルにして描いた、防空意識を高めるためのもの。

76) 米軍の沖縄上陸について (f・i) …①②③

本文では「4月になると米軍は沖縄本土に上陸し」(p219) と書きながら、コラムでは「3月、アメリカの機動部隊が沖縄に進攻してきた」(p222) として、矛盾した記述となっている。何より問題なのは、慶良間列島に米軍が上陸し「集団自決」が起きたのは3月末であるから、前者（本文）の記述では沖縄戦の最も重要な出来事の1つが抜け落ちる構造となっており、極めて悪質で意図的な誤りとしなければならない。後者（コラム）の記述は4月以後の出来事で、ここでも「集団自決」の問題には触れていない。

77) 沖縄戦と集団死について (b・d・e・f) …①②③

沖縄戦について、「そうしたなかで、沖縄の中学生や女子学生の中には、この戦いに従軍して命を落とす人も少なくありませんでした。米軍の猛攻で逃げ場を失い、集団自決する人もいました」と記述 (p219)。しかし、この表現は、①「集団自決」が中学生や女子高生のみに限定され、それ以外の多くの住民たちは「集団自決」しなかったように読み取れる、また、②「集団自決」の原因は米軍の猛攻であったとのみ記述することで、日本軍の関与が「集団自決」の一つの要因になっている事実を故意に隠しており、不正確で、誤っている。実際には、日本軍が住民であっても捕虜になることを許さず、住民に予め手榴弾を配り、降伏しようとする住民を殺した。また日本軍がいた島でだけ「集団自決」が起きている。このように、日本軍の関

## 71) 東南アジア諸国の独立について (f・i) …①②③

「戦争初期のわが国の勝利は、東南アジアやインドの人々に独立への希望をあたえました」(p216)と記されているが、これは日本の占領を正当化するための歴史の歪曲といわなければならない。これでは、この時まで独立の動きや闘争がなかったかのように読めるが、実際には100年も前から東南アジアの各地で、時には数十年もの独立解放闘争が展開されてきたからである。さらに「欧米諸国による支配からの独立を求めていたこれらの植民地は、戦争が終わつた後、十数年のあいだに次々と自力で独立国となりました」(p217)とあるのは、先のような日本軍支配への反発が、さらなる独立への意欲となって、独立を達成していったものであるにもかかわらず、あたかも日本のおかげで独立が早まったかのように述べていて、まさに白を黒と言い換えるものといわなければならない。これは、アジア太平洋戦争を含む第二次世界大戦が、反ファシズム戦争と民族解放戦争（ファシズムや帝国主義支配からの民族解放、植民地独立のための戦争）との結合体であったという、その歴史的な本質がまったく理解できていないことの現れでもあるといえよう。

## 72) タイについて (f) …①②③

「独立への希望をあたえました」に続く本文で、最初の事例とされたタイは「日米開戦直後に日本と同盟を結び、米英両国に宣戦布告しました」(p216)と記されているが、タイが米英に宣戦布告したのは、バンコクを爆撃された後の1942年1月末のこと、開戦直後ではない。何よりも、タイはもともと独立国であるから、ここでタイを持ち出してくること自体が間違いだといわなければならない。当時、タイの政治家の多くは、日本の敗戦を早くから予測していて、開戦直後から国内外に秘密の抗日組織を作り、連合軍に協力した。その結果、この宣戦布告はなかったことにされ、日本の敗戦後も連合軍に占領されず、独立を維持した。アジアで唯一独立を維持したのは、日本ではなくタイであった。育鵬社版はそのことにまったく触れず、不適切である。

## 73) 戦時下の国民生活について (f) …①②③

耐乏生活を強いられた民衆の実態や、その背景を考える視点が完全に欠落しまっていて不適切、というより誤っているといわなければならない。例えば、「新聞や雑誌、映画も戦争への協力を呼びかける内容が大半を占めるようになりました」(p218)とあるのは不正確で、当時の厳しい検閲の下では、戦争を讃えるものしか許されなかつたというのが実際であった。また「国民の多くはひたすら日本の勝利を願い、励まし合って苦しい生活に耐え続けました」(同)とあるが、これまた「正しい戦争」と信じ込まされていた国民は、辛苦に耐え、本土空襲に備えながら「一億玉碎」まで決意させられ、戦争に協力するしかなかつたというのが実際であった。6頁も後の「戦前・戦中の昭和の文化」に「日中戦争がはじまるとき、言論・思想に対する取り締まりが強められ」(p224)と記されているが、戦時体制と切り離して文化を取り扱っても総力戦の実態が明らかとならないのは当然のことだといえる。この点、例えば帝国書院のコラムでは、戦争学習の際に生徒自らに考えさせる資料と課題を重要な視点で提供している(p222-3)。「この時期、人々は戦争について批判することができなくなっていただけではなく、積極的に支持するようになっていた。今後、戦争を起こさせないようにするために、私たちはどのようなことに最も気をつけていくべきなのか、情報を参考に自分の意見を述べよ」とあり、

面で戦争に関する意志決定を行っていた。こうした天皇を神聖なものとし、国民の命を軽視する特異なファシズム（全体主義）が戦時体制を支えていたから。第2に、1940年の大政翼賛会の成立により全政党は解散し、議会政治は崩壊。天皇の権威の下にすべての国民を動員する国家総動員体制が確立し、治安維持法や特高警察により言論は完全に抑圧されてしまっていたから。

#### 67) 「大東亜戦争」の呼称と A B C D 包囲網 (f) …①②③

育鵬社版は一般に定着している「アジア太平洋戦争」(p214)という呼称に対抗し、あえて「大東亜戦争」という呼称を採用している。そこには、この戦争の目的が、植民地支配からのアジアの開放と「大東亜共栄圏」の建設のためであるとする、戦時中の論理を展開する意図がうかがえる。また「アメリカは…わが国を経済的に圧迫し、封じ込めを強化しました」(p213)と書き、「A B C D 包囲網」の図解までして、これを自衛のための戦争であったと強調しようとしている。しかし当時、中国は日本に侵略され、オランダも日本の同盟国ドイツに侵略されていたので、「A B C D 包囲網」なるものは単なる形式に過ぎなかった。何よりも、この戦争が侵略戦争であることは、北はアリューシャン列島のアツ島から、南は太平洋の島々やオーストラリア北部の都市まで攻撃した戦争範囲からも明白だといわなければならない。

#### 68) アジア太平洋戦争の開戦について (f) …①②③

真珠湾攻撃に付された注②で、「アメリカへの交渉打ち切りの通告が真珠湾攻撃より遅れることになったため、アメリカは日本を強く非難した」(p214)として、交渉打ち切りの通告のみが遅れたかのように記しているが、これは重大な欺瞞だといわなければならない。日本は、開戦後の12月8日午前11時45分に米英に対し宣戦布告をしていて、国際法に定められた事前通告の規定に明らかに違反した軍事行動であり、違法な戦争だったからである。育鵬社版では、「東条英機内閣は、…開戦を決断」と記すだけで、宣戦布告やそれが遅れたことについてはまったく触れていない。

#### 69) 日本軍のアジア諸国への「進出」について (f) …①②③

「日本軍の進出とアジア諸国」というタイトル(p216)は事実を隠蔽するものであり、不適切といわなければならない。日本は武力で東南アジアを占領したのであるから、この「進出」や本文中の「進攻」の表現は、「侵攻」か「侵略」としなければならない。p211でも「東南アジアに進出しようという南進論」という用語で当時の軍の立場を説明しているが、これまた不適切であり、「侵略」とすべきものである。

#### 70) 日本軍による東南アジアの占領について (f) …①②③

日本軍の行った占領について、「反発もありました」「一般市民も犠牲になりました」「従事させられることもありました」(ともにp217)などと一応の加害責任にふれてはいるが、しかしそれらはいずれも例外的なできごとであるかのように記述されていて、占領の実態とは大きくかけ離れており、事実に反する。実際には、日本軍は住民の人間的、民族的な尊厳を傷つけ、日本の天皇中心の文化や流儀を押し付けた。また確かな証拠もなく住民を殺害したり、過酷な労働に従事させることによって、おびただしい犠牲者を生み出したというものであった。

を終えた後に民間の仕事についていた軍人）を集めて送り込んだ武装移住民であった。産業についても、日中戦争やアジア太平洋戦争を推進するための軍需物資の生産を優先し、資源と労働力を収奪して、経済発展を崩壊させたというのが実際であった。

#### 63) 西安事件の評価と抗日統一戦線の結成について (d) …①③

「西安事件をきっかけに、国民政府と共産党は協力して日本に対抗するようになり、両者による抗日民族統一戦線もつくれました」(p208) と記されているが、不正確で、誤解を与えるものといわなければならない。抗日民族統一戦線結成の契機となったのは西安事件の前年の共産党の八・一宣言であり、西安事件はこれを前提として発生したものであった。また、抗日民族統一戦線の結成というのも西安事件ではなく、実際には盧溝橋事件を契機とする日中戦争の全面化にともなうものであった。

#### 64) 日中全面戦争の開始について (d) …①③

これについて、「1937（昭和12）年7月、北京郊外の盧溝橋付近で日本軍は何者かに銃撃を加えられ、中国側と撃ち合いになりました（盧溝橋事件）。これに対して日本政府は不拡大方針をとる一方で、兵力の増強を決定しました。その後も日本軍と国民政府軍との戦闘は終わらず、8月には日本軍将校殺害をきっかけに上海にも戦闘が拡大しました。ここにいたって日本政府は不拡大方針を撤回し、日本と中国は全面戦争に突入していきました（日中戦争）」(p209) とあって、すべて中国側の攻撃が事の発端（＝原因）であるかのように記されているが、不正確であり、事実に反する。実際には、満州占領、熱河省攻撃、北京駐屯軍の1800人から5800人への増員と続く日本軍の挑発が背景にあった。

#### 65) 南京大虐殺について (e・f・i) …②

これについては注④で触れるに過ぎず、その内容も「このとき、日本軍によって、中国の軍民に多数の死傷者が出了（南京事件）。この事件の犠牲者数などの実態については、さまざまな見解があり、今日でも論争が続いている」(p209) と、その凄惨な実態を覆い隠すものとなっていて、誤りとしなければならない。正しくは、「南京では、兵士だけでなく、女性や子どもを含む多くの中国人を殺害し、諸外国から『日本軍の蛮行』と非難されました（南京虐殺事件）。しかし、このことは戦争が終わるまで、日本国民には知らされませんでした」（帝国書院p208）、「日本軍は同年末に首都の南京を占領しました。その過程で、女子や子どもなど一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました（南京事件）。 注①この事件は、南京大虐殺として国際的に非難されましたが、日本の国民には知らされず…」（東京書籍p204）などとすべきもの。

#### 66) 戦時中の政治体制について (f・i) …①②③

これについて、日本は「ドイツやイタリアの一党独裁とは異なり、帝国議会は…戦時中も停止されませんでした」(p210) として、あたかも日本がドイツやイタリアのファシズムとは別であったかのように記されているが、これは明らかに事実に反する誤りだといわなければならない。まず第1に、戦時中は議会も内閣も形骸化し、重要事項は天皇の臨席する「御前会議」で決定される仕組みとなっており、天皇は高度な軍事情報について報告を受け、自ら多くの局

## 59) 写真のキャプション「ナチスの大会」(f) …①

「ナチスの大会」という写真を掲載しているが(p204)、これは誤りで、正しくは1937年10月3日にハーメルン近郊のビュッケベルクで開かれた収穫祭に、ヒトラーが出席した際のもの。旧版でこの写真を「ナチス大会」としていた東京書籍は「ナチスが行った収穫祭」と訂正し、説明文も「ナチスは、伝統的な秋の祝祭を利用し、ドイツ人の不満を人種的な差別へと向けていきました」と変えている(p200)。無定見な東京書籍旧版の「孫引き」が、はしなくも馬脚を現わした一例といえよう。

## 60) 地図「ドイツとイタリアの侵攻」(f) …①

この地図(p295)では、チェコスロヴァキアが1939年3月にドイツに合併されたこととなっているが、実際には、チェコスロヴァキアはスデーデン地方を失った後にヒトラーによって2つに解体され、そのうちのチェコが1939年3月、ドイツ軍の占領下に置かれてドイツに合併された。一方、ヒトラーはスロヴァキアに独立を宣言させ、ドイツと保護条約を結ばさせて、その保護国となる。1939年7月に「スロヴァキア共和国」が成立し、1945年まで存続したので、チェコスロヴァキアがすべて1939年3月に合併されたのではない。

## 61) 満州事変について (f) …①③

「中国の排日運動と満州事変」というタイトルに端的に示されているように、また「排日運動の激化に対し、日本国内では日本軍による満州権益確保への期待が高まりました」(p207)、「(リットン)調査団は中国側の排日運動を批判し、日本の権益が侵害されている事実を認めましたが」(p208)という文章からも明らかなように、中国側の排日運動が満州事変の原因であったかのように記しているが、歴史的事実はまったく逆で誤っている。張作霖政権擁護のため田中義一内閣が行った山東出兵に対して中国国民の抗議運動が起こり、関東軍の謀略により開始された満州侵略(満州事変)に対してさらに抗議運動が展開された。これを当時の日本政府と軍部は、日本人を暴力的に排撃する危険な排日運動と決めつけ、日本人居留民を守るためという口実で大軍を派遣し、軍事行動を起こし、侵略戦争を開始したというのが実際のところである。

## 62) 日本の「満州国」支配について (f) …①②③

「満州国の発展」という小見出しをつけ、「中国本土や朝鮮などから多くの人々が流入し、産業が急速に発展しました。日本からも企業が進出し、開拓団が入植しました」(p208)と記しているが、実際とは大きく異なっており、著しく事実を歪めた誤ったものといわなければならない。朝鮮人は、日本の植民地支配によって土地や財産を奪われ、生活できずに「満州」へ行ったり、植民地支配に反対して、弾圧を逃るために、移住していく人たちが多くいた。また、開拓団とは名ばかりで、中国国民党が耕していた土地を強制的に買収したり、取り上げたりして、日本人を入植させた。そのため、土地を奪われた農民たちは、抗日義勇軍(ゲリラ部隊)を組織して抵抗し、中国共産党の指導により東北抗日連軍が結成され、日本の侵略に反対して武装闘争を行った。これに対し、関東軍は、満州国に反対して抗日運動に立ち上がった軍人や農民を「匪賊」と呼び、抗日ゲリラの根拠地と見られた村落を焼き払い、住民を容赦なく殺害した。中国農民の抵抗を排除してから最初に入植させたのは、在郷軍人(現役の兵隊)

## 55) 第一次大戦後のアメリカについて (f) …②

「世界では第一次大戦後、アメリカがヨーロッパにかわり、政治だけでなく経済面でも世界を主導するように」(p202) なったとしているが、その理由が書かれておらず、不的確である。アメリカは第一次大戦を利用して物資と資金を提供し、世界最大の経済大国となっていました。これについて、東京書籍はアメリカが第一次世界大戦の被害を受けることが少なかったこと(p198)、帝国書院はアメリカが戦場にならずに、連合国に物資を輸送し、大戦後もヨーロッパの復興に資金を貸して大きな利益を得たことを明記している (p202)。

## 56) 第一次大戦後の戦争違法化について (f・i) …②

国際連盟については、その成立 (p194) や、事務次長を務めた新渡戸稲造について (p199) 述べているが、しかしそれが第一次世界大戦の悲惨な経験から生み出された、国際的な対立を戦争で解決することを違法とする戦争違法化の体制の成立であったことにはまったく触れており、また1928年のパリ不戦条約の締結でその流れがいっそう強まることにも触れていない。これは、第二次世界大戦を含む戦争の世紀としての20世紀を理解する上でも極めて重要な論点であり、大きな欠陥の1つといわなければならない。

## 57) 「昭和恐慌」について (f) …②③

「昭和恐慌」(p203) の説明で、農村の小作争議の多発については記述があるが、農民の犠牲の大きさや、社会的な不満の高まりを象徴する都市部での労働争議については、まったく説明がない。実際には、都市の労働者の生活難の中、1931年の1年間だけで、2456件もの労働争議が起こっている。また、「財政支出を増やして…恐慌からいち早くぬけ出」したとあるが(同)、人びとの生活を救済したのではなく、軍事予算を増やして軍国主義を強めていったというのが現実で、このことにもまったくふれていない。

## 58) ファシズムについて (f・i) …①③

「共産主義とファシズムの台頭」という項目を立て、ファシズムと共産主義を同列に扱っている。ここではまず「全体主義の広がり」の小見出しで「ヨーロッパでも…強い国家権力で経済を統制するソ連のようなやり方の方が効率的ではないかという考えが広まりました。そして、この考えが個人の権利や自由を制限しても国家や民族の目標を優先しようとする全体主義の動きにつながりました」と述べ(p204)、全体主義は共産主義の動きから生まれたという記述となっている。しかし、これは共産主義とファシズムとの歴史的で本質的な違いを混同させるもので、歴史学の用語法として誤っている。東京書籍が「民主主義や自由主義を否定する全体主義の体制をファシズムといい」(p201) と記すように、全体主義はファシズムを理解するための言葉として使用するのが一般的であり、それに従うべきものだといえよう。本来、社会主義や共産主義は、資本主義が生み出した貧困や経済恐慌を解決するために、資本家の支配を終わらせて働く者が中心の社会を築こうとする思想と運動であるのに対し、ファシズムは、資本主義の危機を労働運動や社会主義者への弾圧と対外侵略で乗り切って、資本主義を守ろうとするものだからである。

また東京書籍は「ソ連の計画経済」(p187)というコラムを設け、社会主義の理想と経済活動への取り組み、その成果と問題点などを詳しく記述している。育鵬社版が客觀性を欠いた、極めて偏った歴史認識の上に立っていることは明白だといえよう。

#### 52) 大正デモクラシーについて (f) …①②

大正デモクラシーについての記述が極めて一面的で不十分、不適切である。民本主義は、「選挙で多数を占めた政党が内閣を組織すること（政党政治）が大切」(p196)と説明するに止まり、その歴史的背景や意義が理解できないものとなってしまっている。帝国書院の「民衆の考えにもとづき、政党や議会を中心に」(p194)や、東京書籍の「普通選挙によって国民の意向を政治に反映させることなどを主張」(p192)と較べ、その不十分さは明白であろう。国民と民衆が抜け落ちているからである。同様に、護憲運動についても、育鵬社版は「尾崎行雄や犬養毅を中心に展開され、桂内閣は退陣においこまれました」(p196)と、政党指導者と藩閥の対抗として描いていて、原敬がその日記の中で、桂が辞職しなければ革命的騒動が起きただろうと書いたように、政府を倒したのが民衆の力であったことが完全に抜け落ちている。「国際社会に確かな地位を占めていたわが国は、世界的な民主主義の風潮の中、政党政治をめざす方向に向かいました」(同)という説明では、諸勢力の対抗関係も政党政治実現の道筋も、まったく理解できない。

#### 53) 米騒動について (f) …①②③

米騒動についても極めて一面的ないし一般的で具体性に欠け、不正確だといわなければならない。米騒動の原因是「米の値上がりを予想した商人が米を買い占め、米価がはね上がりました」(p196)というだけで、政府がロシア革命で成立したソ連をつぶそうとシベリア出兵を決め、それが値上がり予想の買い占めにつながったことが書かれていません。約50日間、1道3府38県で70万人を超える人びとが参加し、軍隊が延べ10万人以上鎮圧に出動したこと、まったく記されていません。そうしたこととも関わって、米騒動後の社会運動の高まりについても、「大戦景気の反動で不景気になると、労働運動もさかんになり」(p197)と不景気のせいにされる。水平社や女性の地位向上運動も一応書いてはあるが、不景気のせいでは説明できない。米騒動で民衆が力の自覚を高め、差別され、しいたげられた人びとが組織を作り立ち上がったという、最も重要な歴史的要因が捨象されているからであり、全体の記述分量も他社の数分の1で、ほんの付け足しという状況にある。

#### 54) 関東大震災について (f) …①②

関東大震災についての記述もきわめて曖昧で不正確、不適切である。「交通や情報がとたえた混乱のなかで、朝鮮人や社会主義者が、住民たちのつくる自警団などに殺害されるという事件もおきました」(p199)としているが、軍隊・警察の関与も、殺された朝鮮人の数千人という数も、中国人の殺害の事実も書いていない。また、これでは社会主義者や労働運動指導者が軍隊・警察に殺害された甘粕事件や亀戸事件も、自警団の仕業と読める不正確な記述だといわなければならない。

## 49) 韓国併合について (e・f・i) …①②③

「更新された日英同盟や、ポーツマス条約でも、韓国に対する日本の保護権が認められました。その後、日韓協約に従って、日本が韓国の外交権をにぎることとなり、韓国統監府を置き、…やがて統監の権限は内政にまでおよぶことになりました。これに対し、韓国から抵抗運動もおこりましたが、やがて鎮圧されました。…1910（明治43）年、政府は韓国併合に踏み切り、その統治のため朝鮮総督府を置きました。欧米列強にも、朝鮮半島の問題で日本に干渉する意図はありませんでした」(p177)として、日本による韓国併合が合法的であったかのように記されているが、これは帝国主義諸列強間の利益分配に関わる問題であって、その全体が植民地支配であることを曖昧にしているところに問題があり、誤っている。正しくは、「日本は、1905年に韓国を保護国にして外交権をうばい、韓国統監府を置きました。…1910年、日本は韓国を併合し、朝鮮総督府を設置して武力を背景とした植民地支配をおし進めました。首都の漢城（ソウル）も京城と改称させました」(東京書籍p166)、あるいは「日本は朝鮮（韓国）の外交権を奪い、韓国統監府をおき、さらに内政権もにぎって、軍隊を解散させました。…日本は1910（明治43）年軍隊の力を背景にして朝鮮を植民地化しました。…日本の軍隊や警察を全土に配置して抵抗運動をおさえました」(日本文教出版p192)などとすべきである。また、その統治の実態についても、「日本の朝鮮統治では、植民地経営の一環として米の作づけが強いられ、日本語教育など同化政策が進められたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました」(p177)と、極めて限定的な形で記されているが、これも事実に反し、誤っている。正しくは、「学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました」(東京書籍p166)、「学校では、朝鮮語や朝鮮の歴史より、日本語や日本の歴史、修身が重視されました。一方で、選挙権は認めないなど、朝鮮の人々の権利や自由は制限されました」(教育出版p175)などとしなければならない。

## 50) 第一次世界大戦について (f) …①③

「当初戦争に加わらなかったアメリカの参戦によって、三国協商側が勝利で大戦が終わった」(p193)として、大戦終結の要因をアメリカの参戦のみに求めているが、これは一面的であり、誤っている。実際に大戦を終わらせた原動力は、戦争の長期化による生活難に苦しむ民衆や兵士が反戦と平和を求めて起こしたロシア革命、ドイツ革命、三国同盟諸国側における反戦蜂起などだったからである。民衆に対する大戦の重圧が革命を引き起こし、第一次大戦後、ロシア・ドイツ・オーストリア・オスマンの4帝国が消滅したが、育鵬社版のような一面的な理解では、こうした世界の変化についても理解することができない。

## 51) ロシア革命について (f・i) …②

ロシア革命については、皇帝らの処刑、人びとの殺害と追放、共産党の一党独裁などを強調するだけで、革命の成果やそれがめざしたことによつたくふれず、極めて一面的で、不適切だといわなければならない。例えば、1917年に革命直後のソ連邦が「平和に関する布告」を発表し、無併合・無賠償・民族自決にもとづく即時講和を提唱し、そのことが世界に大きな影響を与えたこと、あるいはソ連邦の成立後第1次5カ年計画を成功させ、その後、資本主義世界が恐慌で苦しむ中で一定の経済成長を遂げたことが世界の注目を集めたことなどである。これらの点について、平和に関する布告は、東京書籍・教育出版・帝国書院などがその内容を紹介し、

なす一方、清は朝鮮を自らの属国とみなしていました」(p170)として、「朝鮮の独立を否定する中国」と「独立を認める日本」という対照的なイメージが提示されているが、朝鮮への内政干渉をしていたのは清だけではなく、日本も軍事力を用いて朝鮮の内政に干渉し、主権を侵害しており、明白に事実に反している。また、「わが国でも、隣接する朝鮮がロシアなど欧米列強の勢力下に置かれれば、自国の安全がおびやかされるという危機感が強まりました」(同)として、「歴史絵巻」(p137)では「朝鮮半島は当時、日本の生命線といわれていた」としているが、このような危機は、当時の客観情勢とはかけ離れており、朝鮮が「日本の生命線」という言葉もこの当時には存在せず、従ってそうした認識が国民の間に広がっていたというわけではない。朝鮮侵略がやむを得なかったと主張するための、極めて意図的な言い換えといわざるを得ない。

#### 47) 日露戦争について (f・i) …②③

日露戦争の取り上げ方やその評価の仕方が極めて一面的で、不適切。1つには、高校の教科書にも出てこないような特異な人物（秋山真之・明石元二郎など）を取り上げて、戦争指導者の巧みな作戦指揮や外交戦・情報戦の重要性などを強調し、あるいはバルチック艦隊の航路図などを掲げて、日本海海戦が「世界の海戦史に例を見ない戦果を収め」(p174)たことを強調する一方、戦争中や戦後の国民の負担や犠牲者数などを具体的には一切記述していないこと。2つには、他社がすべて取り上げている反戦平和への動き＝非戦論についても一切記述していないこと。そして3つには、日露戦争の勝利がイギリスを始めとする欧米諸列強の思惑と世界戦略に支えられてはじめて可能となったものであったという、世界史的な背景にまったく触れず、もっぱらそれを特定の日本人の外交的努力の成果として記述していることなど。

#### 48) 日露戦争の影響について (e・f・i) …①②

「幕末以来（の）…欧米列強の植民地にされるという根強い危機感（は）…日露戦争の勝利で解消し、欧米列強と並ぶ国になったという安心感と自信が生まれました。また、同じ有色人種が、世界最大の陸軍国・ロシアと打ち破ったという事実は、列強の圧迫や、植民地支配の苦しみにあいでいたアジア・アフリカの民族に、独立への希望をあたえました」(p176)と記されているが、この評価は一面的で不正確、誤っている。「日本が日露戦争に勝利したことは、…アジアの人々に独立への希望と自信を与えました。…一方、日本人の間には、日清・日露戦争などに勝利するなかで、日本人はアジアのなかですぐれていると考える人が増えてきました。そして、アジア諸国の期待とは異なり、日本は韓国の植民地化を進め、陸軍・海軍の軍備を増強させるなど、帝国主義国としての動きを活発にしていきました」(帝国書院p178)などのように、矛盾した両面を的確に捉えておくことが不可欠。同様のことはネルーの言葉の引用の仕方についてもいえる。インド独立の父ネルーが日本の勝利に感動を受けたと語っていることを取り上げているが、しかし他でもないそのネルーが「その直後の成果は、少数の侵略的帝国主義諸国のグループに、もう一国（日本のこと…井上）をつけくわえたというにすぎなかった。そのにがい結果を、まず最初に受けたのは、朝鮮であった」(帝国書院p179など)と述べていることにはまったく触れていない（他社の教科書では、上記の言葉を資料として掲載する事例が多く認められる）。

に教会も建てられました。一方、維新直後は神道が重視され、寺院や仏像が破壊されるといった仏教排斥の動きもおこりました」(p163)と記されるだけで、この時期の最も重要な「強権的な神仏分離」や神社のあり方の権力的改変（祭神の転換と「国家神道」の成立）などを欠落させている。

#### 43) 自由民権運動について (f・i) …①②

自由民権運動について、その始まりから終わりに至るまで、繰り返しなされた政府による言論弾圧がまったく触れられておらず、武力抵抗への取り締まりしか言及しないのは事実に反し、誤っている。正しくは、「政府は、政治集会や新聞による言論活動をきびしくとりしまるとともに、政府高官殺害のくわだてがあったとして福島県などの自由党員を逮捕しました。こうしたなかで、自由民権運動はしだいにおとろえていきました」(帝国書院p165)などとすべきであろう。

#### 44) 大日本帝国憲法について (e・f・i) …①②

「この憲法で、天皇はあらためて国の元首と規定され、各大臣の補弼（助言）と責任により、憲法の規定に従って統治を行うものと定められました。…国民は法律の範囲内で、言論や集会、信仰などさまざまな自由が保障されるとともに、納税、徴兵などの義務も負いました。…注①天皇は、実際には政治的権限を行使することはなく、国家統治の精神的なよりどころだった」(p166)と記されているが、これは不正確であり、誤っている。1つは、天皇の評価に関してで、正しくは「主権は天皇にあると定められ、軍隊をひきいる権限、外交権や戦争開始・終結の権限なども天皇にありました。帝国議会・内閣・裁判所のいずれもが、天皇の統治を助けるものとされました」(帝国書院p166)などとしなければならない。いま1つは国民についての評価で、同じく「国民は天皇の『臣民』とされ、国民の言論・出版・集会・結社の自由は、きびしい制限がつきつつも認められました」(同上)などとすべきものである。

#### 45) 教育勅語について (f) …①②③

「教育勅語は、親への孝行や友人どうしの信義、法を重んじることの大切さなどを説きました。また、国民の務めとして、それぞれの立場で国や社会のためにつくすべきことなどを示し、その後の国民道徳の基盤となりました」(p167)とあって、教育勅語の最も重要な柱である天皇への忠誠が抜け落ちてしまっている。教育勅語はその前段で「我力臣民克（よ）ク忠ニ克ク孝ニ」と国民を「臣民」と位置づけて天皇への忠誠を求めている。ところが、育鵬社版では親への孝行のみしかふれず、掲載資料ではわざわざ「臣民」が「国民」と言い換えられている。また、非常時についてふれた「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の部分も「祖国を助けなさい」と言い換えられていて、「皇室の運命を助けなさい」という天皇への忠誠の意味あいが抹消されてしまっている。しかし、忠君愛國を教育理念としたことが戦前・戦中の天皇制を支える教育体制を生み出したのであり、この点を捨象することは戦前教育の本質を理解できなくなる重大な誤りだといわなければならない。

#### 46) 日清戦争について (f) …①③

日清戦争が勃発したその歴史的的前提について、「わが国が日鮮修好条規で朝鮮を独立国と見

資金の援助を申し出ました。しかし、両軍ともそれを断ったことが、外国の介入を防ぎ日本の独立を守ることにつながりました」(p150) と述べているが、明白に事実に反する。イギリスは戊辰戦争では中立を宣言しており、イギリス政府が倒幕軍に武器や資金の提供を申し出した事実は存在しないから。

### 38) 五箇条の誓文と国会開設について (f) …①②③

五箇条の誓文について、「会議を開き、世論に基づいた政治をめざす」(p150-1) ものと説明しているが、不正確であるばかりか、極めて意図的に事実がすり替えられている。誓文にいう「会議」とは、諸侯（藩主）などの合議を意味するもので、議会や国民全体の意見（これこそが世論）を尊重するという意味ではなかったからである。また、これと関わって、自由民権運動が始まる前からすでに政府は「憲法のもとで議会を開く立憲政治が望ましいと考えて」(p164) として、一貫して国会開設に対する政府の主導性を強調しているが、これも明白な誤り。薩長藩閥政府を専制政治であると批判し、国会開設を要求したのが自由民権運動に他ならないから。同様に、「天皇のもとで立憲政治を行うべきだという点では、政府と民権派の意見は一致していました」(同) として、藩閥政府と民権派の厳しい対立を意識的に無視しているのも問題で、自由民権運動の歴史的役割を歪めるものといわなければならない。

### 39) 五日市憲法について (f) …③

上のことも関わって、「民間でもつくられた憲法草案」(p165) として五日市憲法を紹介し、そのコラムでは「皇位の継承が明記」されていたことを中心に説明している。しかし、これまた極めて意図的なすり替えというべきもので、他の多くの教科書が条文を示して紹介しているように、国民の権利保護（全204条中36条を占める）という点こそが、五日市憲法の最大の特徴であったことを見落としてはならない。

### 40) アイヌについて (f) …②

「北方の国境と守り」(p156) で樺太を取り上げている。しかし、そこでアイヌなどの先住民が狩猟や漁業、日本・中国にまたがる交易などを行って生活していたことが完全に無視されている。同様に、「蝦夷地から北海道への改称」についての記述も欠落しており、北海道開拓の記述でも、アイヌに関しては一切触れられていない。

### 41) 「琉球処分」について (f) …①②

「琉球が日本の領土であると確認」(p157) したとあるが、琉球側はほとんどが日本への編入に反対であった。政府は、こうした琉球側の反対を押さえつけ、軍隊の力によって一方的に「琉球処分」を断行し、日本への「同化」を進めたのであった。このように、「琉球処分」が武力を背景として行われたことを記さないのは事実に反するもので、不適切といわなければならない。

### 42) 明治維新期の宗教政策について (i) …②

明治維新期における明治政府の宗教政策に関しては、「また、キリスト教が認められ、各地

ジー（環境への配慮）」（同）の問題として高く評価しているが、それは過大評価、幻想だといわなければならない。例えば、「便所の糞尿」の肥料利用のうち、尿の利用は江戸では19世紀以後で、それまでは長屋の側溝に垂れ流されていた。また、リサイクルというのも、その対象となるのは商品価値を持つものだけで、それを「エコロジー」と「深く結びつ」いていると評価するのは現代からの一方的な解釈に過ぎない。

#### 34) 市民革命について (f) …②③

市民革命は、一般的には、商工業者・農民・都市の民衆の「身分制を改め、自由で平等な社会の実現をめざす動き」（帝国書院p136-7）と考えられているが、育鵬社版では、このような市民革命に共通する性格を読み取ることができない。その原因の第1は、市民革命が打ち倒した「絶対王政」をきちんと説明していないことがある。イギリス革命が世界史のなかで意義をもつのは、君主が人民の権利を侵害した場合、人民は国王の支配をくつがえすことができるという革命権の思想を背景とし、主権在民の考え方を打ち立てる市民革命のはじまりとなったからに他ならない。第2の原因は、人権概念の説明が欠落していることがある。主権在民の思想やそれに基づく市民革命は、人間一人ひとりのかけがえのない権利、すなわち人権思想を基礎として生まれた。にもかかわらず、フランス革命の記述では、恐怖政治が強調される反面、「自由、平等、博愛」や「私有財産」の保証の基礎になる人権概念の説明が欠落し、人権宣言の意義、すなわち「人間は生まれながらにして、自由かつ平等な権利を持っている」こともきちんと説明されない。その結果、「自由で平等な社会」が実現されていく歴史的な流れが理解できない記述となっている。

#### 35) 産業革命について (f) …②③

産業革命について、技術の発展だけに注目し、「大量生産の時代」（p141）と規定する捉え方は極めて一面的で、それが経済のしくみと社会を変えていったことなど、とくにその負の側面が意図的に切り捨てられることによって、歴史的な構造や特徴が理解できないものとなっている。大工場を経営する資本家が、労働者を安く雇って商品を大量に生産する経済のしくみ（資本主義社会）ができるが、労働者は劣悪な労働・生活条件に置かれ、貧富の差が拡大した。とくに子どもなど社会的弱者に対する労働搾取は激しいものだった。そしてその裏にはアフリカからアメリカ大陸へ黒人奴隸を送る奴隸貿易もあったことなどである。

#### 36) 幕末期の捉え方 (f) …②

尊皇攘夷から倒幕への歴史過程を、政治史中心の薩長の英雄物語としてのみ描いていて（p146-7）、経済や社会への視点が欠落してしまっている。例えば、開国にともなう貿易の開始によって江戸時代の生産・流通のしくみが崩れ、物価の急激な高騰や経済の混乱が起きたことがまったく記されない。また、貿易の開始によって、民衆や下級の武士の生活が圧迫されたことや、世直しを求める当時の民衆の願いや動きにも触れない。そのために、なぜ攘夷論が高まり、幕府への反発が強まって幕府の統治力が衰えたのかも理解できることとなってしまっている。

#### 37) 戊辰戦争とイギリス (f) …①

「この戦い（戊辰戦争…井上）に当たり、イギリスは官軍に、フランスは旧幕府軍に武器や

世俗権力と一体化した体制的宗教としての顯密仏教が圧倒的な社会的影響力を保持し続けたから。

### 28) 元寇について (f) …①②

モンゴルの襲来はもっぱら御家人たちの勇敢な戦いや「神風」によって阻止されたと記されている (p72-3)、宋や高麗、ベトナムやチャンパなど周辺諸国・諸地域のモンゴル帝国への抵抗がまったく記されていない。これは事実に反するのみならず、モンゴルや元寇についての正確な理解を阻むものといわなければならない。

### 29) 後期倭寇について (f) …①

後期倭寇について「九州や琉球を根拠地として」(p77) いたと注記されているが、琉球については根拠不明で、誤っている。16世紀の琉球は、密貿易集団に中継貿易の利を奪われ、那覇港に三重城などの軍事防御施設を作る必要に迫られるなど、むしろ後期倭寇の被害者であった。

### 30) 戦国大名と産業の発達－記載の順序 (f) …①③

「戦国大名の登場」の項で「領国を豊かにするため、治山・治水に努めたり、鉱山の開発や交通路の整備などにも力を入れたため、各地で農業生産力が高まり、産業の発達も見られました」(p78-9) とかかれた後、「産業の発達と都市」の項が始まっている。これでは、戦国大名が「領国経営」に努めたため、産業が発達し人びとが豊かになったというイメージになってしまい、事実に反すると同時に大きな誤解を与えることとなる。それは、「“人物が創る歴史”の視点」(市販用付録p8) でも示されているように、歴史は「偉人」の力によって創り出されてきたという歴史観の現れに他ならない。他社の教科書、例えば帝国書院が、「1 技術の発達とさまざまな職業、2 民衆による自力救済、3 全国に広がる下剋上、4 庶民生活の大きな変化」という流れに沿って叙述されているのと正反対の位置関係にある。

### 31) 鎖国について (f) …①②

いわゆる「鎖国」について、「スペイン、ポルトガルなどが世界各地に植民地を広げているなかで、鎖国はわが国の独立を守り、平和を維持するための政策でした」(p105) と記されているが、「独立と平和の維持」では鎖国の歴史的性格や目的が不明確となり、適切でない。キリスト教禁止と対外交易をコントロールすることを狙って、鎖国（海禁政策）は実施されたと記すべきだといえよう。

### 32) 近世松前藩の交易について (c・f) …①

「鎖国と呼ばれる時代にあっても、長崎（対オランダ、清）、松前藩（対清）、薩摩藩（対琉球）、対馬藩（対朝鮮）という『4つの口』を通して、わが国は世界とつながっていました」(p107) とあるうちの「松前藩（対清）」は誤り。松前藩が交易したのはアイヌであって清ではない。アイヌは中国北東部と交易していたが、松前藩は直接に清と交易してはいない。

### 33) 江戸のエコロジーについて (f・i) …①③

江戸における「日常生活でのゴミを減らす努力や、再生・活用の知恵」(p115) を「エコロ

孫二ニギノミコトを地上につかわし、この地を治めるように命じました。このとき天照大神はニニギに、八咫鏡（鏡）、八尺瓊勾玉（宝石）、天叢雲剣（剣）をあたえたといいます。これらは『三種の神器』とよばれ、天皇が即位するとき、代々受けつがれることになっています」というような記事は、『記』『紀』のどちらにも、これに該当する記事がない。こうした記紀神話理解は本居宣長以後の近世国学の中で新たに構築されたものであり、それに基づいて作成された戦前の国定歴史教科書をネタ本としたものと考えなければならない。

#### 24) 「わが国」の建国について (f・i) …①②③

同じく上記のコラムの中で、神武が「初代天皇」として即位することをもって「わが国」の建国と捉えているが、こうした理解にはいくつもの誤りが含まれている。①「天皇」という國王号が成立したのは7世紀後半の天武朝期とするのが、学界での有力な学説で、紀元前660年という縄文時代に天皇が存在するはずがない。②「初代天皇神武」というのも、観念的に創出された架空の存在であって、実在の人物ではない。③こうした「神武天皇」の即位をもって「わが国」の建国とする理解は、神話をそのまま史実として理解する戦前・戦時中の考え方そのものであり、明確に誤っている。④天皇による支配の始まりが日本の建国だという理解も、日本は「天皇が支配する国」だとする戦前の価値観に基づくものであり、誤っている。

#### 25) 日本民族の形成について (b・i) …①③

「歴史の旅の終わりに」の中で、「日本は、他国からの大きな人口の流入もありませんでした。縄文時代の人々も、奈良時代や平安時代の人々も、私たちと血のつながりのあるご先祖様」ということができます。日本の歴史は、私たちのご先祖様のあゆみなのです」(p253)として、日本民族の純血性と、それが縄文時代以来の長い歴史的伝統であることが強調されている。しかし、この記述は大きな誤解を招きかねない不正確なものであり、誤っている。まず以て注意する必要があるのは、日本人が单一民族ではなく、複合民族だということである。次に、日本民族が東南アジア系の人々と北東アジア系の人々との融合の上に、さらに多様な形での諸民族が融合し合った、諸民族の雑種混合性にこそ重要な特徴が認められるということに注意しておく必要がある。

#### 26) 挿入史料「御成敗式目」の表記 (i) …①③

第1条として、「神社を修理し、しんとう神道の行事をよく行うべきこと」(p70)が掲げられているが、これは明らかな史料の改ざんであり、誤っている。正しくは「神社の祭祀」であって、これを「神道（しんとう）」と置き換えているのは、二重・三重に誤っている。神社祭祀は、この当時「神祇道」もしくはその略称として「神道（じんどう）」と呼ばれ、天皇神話上の神々やそれについての思想的解釈を意味する「神道（しんとう）」とは明確に区別されていたからである。

#### 27) 中世仏教の評価 (i) …①②

「鎌倉時代の仏教」について、「仏教は、国や政治を動かす思想というよりも、個人の救いや悟りを得るための教えという性格を強めていきました」(p71)と記されているが、この記述は不正確であり、誤っている。ここに指摘されたような「鎌倉仏教の特徴」が明確な形で社会的に広まっていくのは中世末・戦国期を待たなければならず、それ以前の中世全体を通じて、

う)』として意識するようになりました」と記しているが、いくつかの点で大きく誤っている。まず第1に、神道は修驗道や陰陽道などと同じく一個の体系性を持った儀礼の体系ではあっても、仏教などと対比される一個の自立した宗教とは認めがたいから。第2に、「わが国固有の宗教」というのであれば、仏教理論に基軸を置きながら、仏道・神道・修驗道・陰陽道など、各種の儀礼体系を時と処に応じて適宜使い分け、それら多数の神仏をともに信仰の対象とする「融通無碍な多神教」としてこそ理解すべきであって、その内的一部分でしかない神祇道（神道）のみを取り出して、一個の宗教と捉えるのは事実に反している。第3に、「神道（しんとう）」の呼称が成立したのは中世以後、そしてそれが広く定着したのは中世末・近世以後のことであって、それ以前の古代などには、もっぱら「シンドウ」ないし「ジンドウ」と濁音で呼ばれていて、「神道（シントウ）」という清音表記は存在しないから。

## 19) 聖徳太子の評価について (f) …①③

第1章第2節の单元8を「聖徳太子の国づくり」(p36) として、聖徳太子を過大に評価している。しかも太子が「蘇我氏の強大な力に歯止めをかけ」たとしているのは明らかに事実に反する。実際には大王推古による決裁権のもとで、太子と蘇我氏の共同執政が行われていた。

## 20) 女性天皇の取り扱い (f) …②

大宝律令の制定時の文武天皇という中学レベルで必要のない天皇を挙げながら (p42)、それよりはるかに重要な、飛鳥淨御原令制定・藤原京遷都の持続天皇、平城京遷都・和同開珎発行の元正天皇という女性天皇を挙げないのは明らかに不自然であり、女性差別あるいは軽視の所産と考えざるを得ない (N099参照)。

## 21) 民衆についての記述 (f) …①②

奈良時代の農民の浮浪・逃亡の原因を、「天候不順や疾病」(p43) にのみ求めて、国家の側の税負担の過重にまったく触れないのは一面的であり、事実に反している。また、それがもたらす貧困と困窮を示す貧窮問答歌や、民衆の豊穴住居などなども取り上げず、貴族と較べて貧しい民衆像がいっさい無視されているのも一面的であり、事実を伝えるものとはいえない。

## 22) 『古事記』『日本書紀』について (e・i) …①②③

「律令政治のしくみが整い、国際交流もさかんとなるなか、わが国にも国家としての自覚が生まれ、國のおこりや歴史をまとめようとする動きが起こりました。まず、『古事記』がつくれられ、ついで朝廷の事業として『日本書紀』が編さんされました」(p44) とあり、また「『古事記』は民族の神話と歴史として伝えられてきたものを記録した」もの（同）としているが、ともに不正確であり、誤っている。清水書院や帝国書院が比較的正確に記述しているように、「天皇家や貴族などに伝えられていた神話や地名などにまつわる伝承・記録などを、天皇を中心とした國の成り立ちとしてまとめなおし」(清水書院p43)、「天皇の地位や権力の正当性を明らかにする目的をもって書かれ」(帝国書院p37) たものと考えなければならない。

## 23) 記紀神話についての理解 (a・i) …①③

「読み物コラム 神話に見るわが国誕生の物語」(p46-7)。ここにいう「天照大神は、その

るが、最大級の前方後円墳は河内地方（大阪府）や吉備地方（岡山県や広島県）にも存在するので、正確でない。③「古墳は全国に広がり、その後、朝鮮半島でもつくられました」（同）とあるが、前方後円墳に似た墳丘を持つ墳墓が朝鮮半島に見られるといつても、いまだ古墳に葬られた被葬者像が明確になっていない段階で、こうした一方的な記述を行うことは避けるべき。④「古墳の内部には、死者の棺とともに、銅鏡や玉、剣といった品々も納められてました」とあるのは、不正確というより意図的な記述。古墳の副葬品は、銅鏡、玉、剣だけでなく、農耕具、漁具、鍛冶具などの生産用具もあって、むしろ生産用具の方が一般的。また、武器も剣だけでなく、弓矢、槍、そして甲冑などの武具も多い。にもかかわらず、銅鏡、玉、剣だけを特定したのは、皇位継承のシンボルとされる「三種の神器」があたかも古墳時代から副葬品として継承されてきたかのように装うことで、皇位継承の正当性を印象づけたいからにほかならない。

#### 15) 「大和朝廷」の表記と「国」の評価 (i) …①③

「日本という国は、古代に形づくられ、今日まで一貫して継続している」(p6)、あるいは「日本が国として形を整えていったのは、4世紀のあたり」(p7)とあって、それは、「日本の歴史モノサシ」にいう4世紀の「大和朝廷による統一進む」を意味するものといえる。しかし、この当時の権力を特定の王権を中心とする安定した恒常的な権力体として捉えることはできず、「大和朝廷」という表記(p28-30)は不適切。ましてや、この権力が日本列島の全体の統一を進めたと捉えることは明らかな誤り。また、こうした評価によって、「倭」から「日本」への転換という、日本国家成立についての最も重要な問題を欠落させることとなっているのも重大な問題であり、誤りといわなければならない。

#### 16) 5世紀代の古墳分布 (a) …①③

5世紀初めに古墳が巨大化し、最大級の古墳が河内地方に存在するとしながら、「このような古墳が、大和地方一帯に集中している」(p29)ときわめて矛盾した記述を行っている。これは、日本では皇室からでた大王、後の天皇が古墳時代から政権を担った、つまり日本が天皇制の国家として出発したという虚構を強調したいからにほかならない。

#### 17) 「帰化人」の用語 (c・f) …①②③

小見出し「帰化人の伝えたもの」で「戦乱の続く朝鮮半島や中国から多くの人々が一族でわが国に移り住むようになりました。この人々を帰化人（渡来人）といいます」(p31)としているが、国家成立以前なのに「帰化」の用語を使うのは不適切。自由社を除く他社の教科書はすべて「渡来人」としている。また、あえて「帰化人」という表現を用いるのは、これらの渡来人が倭の大王の勢力に従った人びとと考えているからと推察されるが、それは事実に反する。渡来人がそうした意識を持っていたとは考えられず、むしろ様々な進んだ技術や文化を伝えたことをこそ重視すべきであろう。

#### 18) 「わが国固有の宗教・神道」について (f・i) …①

「読み物コラム　日本人の宗教観」(p34)で、「神道（しんとう）はわが国固有の民族宗教」「6世紀の仏教伝来が契機となり、日本人は、古来の伝統的な神々への祭祀を『神道（しんと

でなく、「法を重んじ、役人を通じて皇帝の命令が全国に行きわたる政治のしくみを整えました」(p13)と評価しているなどのようにすべきだといえよう。

#### 11) 「わが国」の用語 (c) …①③

「わが国には、すでに縄文時代末期に大陸から」(p24)、「縄文・弥生時代のわが国は」(p25)などと記されているが、この時期にはまだ「国家」が成立していないので、「わが国」という表記は不適切であり、誤っている。

#### 12) 弥生土器について (a) …①

「このころ、縄文土器と比べ薄手でかたく、赤みがかった土器がつくられるようになりました。高温で土を焼く技術が発達したため、模様は簡素で形も実用的になりました。これを弥生式土器といい、この土器が使われていた3世紀ごろまでを弥生時代、この時代の農耕文化を弥生文化といいます」(p24)としているが、この記述は誤っている。弥生土器とは、縄文土器の伝統を引く素焼きの土器で、野焼きという土器を焼く技術に本質的な変わりがないので、「高温で土を焼く技術が発達した」との記述は誤っている。ということは、「縄文土器と比べ薄手でかたく、赤みがかった土器がつくられる」のは、「高温で土を焼く技術が発達した」からではないし、弥生土器が縄文土器よりも硬く作られるということでもない。また、土器自体で縄文時代と弥生時代を区別できないので、今日では、日本列島で水稻稻作が開始されてから古墳時代が始まる3世紀中頃までを弥生時代、その後の土器を弥生土器と呼んでいるのである。

#### 13) 吉野ヶ里遺跡について (a) …①

吉野ヶ里遺跡について、「のちの古墳時代の始まりとともに濠は埋められ、集落自体も消滅してしまいました。水田耕作で人々が低湿地に移住したこと、また、戦乱が少なくなり、濠や土壘の必要がなくなったから、吉野ヶ里遺跡もその歴史の役割を終えることになったのです」(p25)とあるが、この記述も誤っている。1つは、弥生時代には、すでに低湿地を耕作地として開発していたので、「水田耕作で人々が低湿地に移住した」ことが、吉野ヶ里遺跡で環濠集落が消滅した理由にならないから。いま1つは、古墳時代になると、首長（豪族）の居館が堀や土壘、石垣などで固められたように、武力抗争が共同体から首長層に移ったが、それは軍事力を特定の首長層が独占するに至ったことを意味するもので、そのために弥生時代の環濠集落も解体されされることとなったから。つまり「戦乱が少なくなり、濠や土壘の必要がなくなった」からではなく、戦乱の実態が変わったことが、吉野ヶ里遺跡の環濠集落が「その歴史の役割を終えることになった」理由だということである。

#### 14) 古墳について (a) …①③

「古墳」(p28-9)についての理解が不正確。弥生時代までの墳墓とは隔絶した規模や形態、内容を備えた巨大な前方後円墳が首長の墳墓として出現し、その首長の墳墓を頂点に、身分や階層に応じてさまざまな規模や形態、内容の墳墓が築かれた。それら各階層の墳墓を総称して古墳と呼んでいる。①「古墳は、初めは西日本各地に、円墳や方墳として登場します」(p28)の記述は、弥生時代の墳丘墓までが古墳に含められてしまうので、正確でない。②「やがて大和地方（奈良県）を中心に、大型の前方後円墳がつくられるようになりました」(同)とあ

## 5) 貝塚についての理解 (a) …①

「縄文人の暮らしと文化」の項で、「人々が、骨や貝殻など、食べ物の残りを捨てたごみ捨て場は貝塚とよばれ、そこから出土する土器や石器などからは、当時の人々の生活のようすがわかります」(p20-1) と記されているが、貝塚とそれ以外の一般の遺跡との違いがまったく理解できておらず、誤っている。正しくは、「人々が、食べ物の残りなどを捨てたごみ捨て場は貝塚と呼ばれ、そこから出土する魚や獣の骨、貝殻などからは、当時の人々の生活の様子がうかがえます」としなければならない。

## 6) 縄文時代の「神殿」(a) …①

縄文時代に「神殿」などの遺構は見つかっていないので、「この時代の遺構からは、神殿や、女性をかたどった土偶とよばれる人形が見つかっています」(p21) とあるのは誤り。

## 7) 縄文時代のイネ作 (a) …①

縄文時代に畑や自然湿地でイネが栽培されていた資料は、いまだ発見されていないので、「わが国には、すでに縄文時代末期に大陸からイネがもたらされ、畑や自然の湿地で栽培が行われていました」(p24) とあるのは誤り。

## 8) 縄文時代の捉え方 (f) …③

ことさらに自然の豊かさだけを強調し、縄文時代を「人々が豊かな自然と調和して暮らし、約1万年間続いた」(p21) 理想郷のように述べるのは一面的であり、誤っている。縄文時代が主に自然物にたよる生活のために、つねに食糧不足に陥るという不安定さを抱えていたことなど、生活環境が厳しかったという側面が抜け落ちることとなる。

## 9) 「国家」の捉え方 (f) …①②③

国家の形成について、農耕や牧畜の発達による食料の安定と人口の増加によって、人びとが集住する都市が生まれ、「都市の中心には神殿があり、灌漑などの公の事業やとなりの都市との争いを取りしきる指導者があらわれ、まわりに濠や城壁が築かれて外部から独立した国家がつくられました」(p22) とするが、これでは都市がイコール国家だとしか読めず、支配する者が公権力を独占する機関の役割をはたすという、国家がもつ本質が理解できず、正しくない。しかも、ここでは、支配する者（王や神官）は記述されているが、支配される者（農民や奴隸）にはまったく触れておらず、それでいて、あたかも国家が民衆のためにつくられたかのように、支配する者に都合よく記述されている。このことは、国家を支配する者、すなわち体制側の視点からしか見ていないという、育鵬社の執筆者の国家観を如実に示すものといわなければならない。

## 10) 中国の古代国家について (f) …②③

紀元前3世紀に中国を初めて統一した秦の始皇帝について、「文字や貨幣を統一」したとあるが、「その政治はあまりにきびしいものだったので、始皇帝の死後、各地で反乱がおき、秦はほろびました」(p23) と負の側面のみが強調されていて、一面的な評価に陥っている。正しくは、例えば帝国書院版で「各地で異なっていた貨幣や文字、ものさしなどを統一」しただけ

## 〈参考資料〉 育鵬社版中学校歴史教科書の誤りと問題点

### 〔凡例〕

1. a・bなどの記号は以下の出典を示す。
  - a. 勅使河原彰「検証・育鵬社版の歴史教科書」(『歴史評論』738、2011年10月号)
  - b. 横浜教科書連絡会吉田重信氏メモ
  - c. 子ども教科書ネット21俵義文氏メモ
  - d. 元横浜市立中学校神谷幸男氏メモ
  - e. 横浜教科書採択連絡会・「大阪ネット」共同代表小牧薰「中学社会歴史的分野項目別対比表」
  - f. 子ども教科書全国ネット21編『育鵬社教科書をどう読むか』(高文研、2012年)
  - i. 筆者
2. ①～③は次の分類を示す
  - ①ケアレスミスを含む、ごく単純で明白な事実認識の誤りと理解の不充分さを抱えている。
  - ②本来述べなければならない歴史的事実を意識的に無視し、あるいは欠落させている。
  - ③すでに学問的に明確となっている歴史的事実や評価を故意にすり替え、あるいは言い換えている。

### 1) 人類についての理解 (a・f) …①

猿人が「二本足で歩くことを覚えました」(p18)との記述は、人類に対する基本的な認識が間違っている。猿人を含む人類と類人猿との根本的な違いは「二足直立歩行をするか、しないか」にあるから。

### 2) 新人の日本列島への移住時期 (a) …①

日本列島では、約4万年前には確実に人類遺跡が存在するので、「約3万年ほど前には、…新人も日本列島にやってきた」(p19)との記述は間違い。「大陸と地続きだった約2万年前の日本」の図(p19)も、そのキャプションの表記そのものが誤っているのに加えて、説明文の「ナウマンゾウ」も「マンモス」の誤り。

### 3) 旧石器時代の生活 (a) …①

日本列島では、岩陰や洞窟自身がほとんどなく、大部分が野外を住まいとしていたので、「彼らは岩陰や洞窟に住んで」いた(p19)というのは明らかな間違い。

### 4) 日本列島の地理的環境 (a・f) …①

南北に細長い日本列島は、北は亜寒帯から南は亜熱帯にまたがっているため、縄文時代の日本列島(北海道・東北から沖縄までを含む)が「気候の温暖な温帯に属し」(p20)ていたとの記述は不正確。また、「周囲には暖流が流れていきました」(同)との記述は、北からの寒流を除外する点で不正確、というより誤っている。

# 益田地区における育鵬社版歴史教科書採択をめぐつて

舟木健治

二〇一年八月下旬、益田地区中学校歴史教科書に育鵬社版が採択されたらしいとの情報が入り、学校関係者のみならず、関心を寄せている保護者や市民にも驚きと衝撃が走りました。採択当時、益田市長を務めていた福原慎太郎氏は、市長になる前、「つくる会」、その後、育鵬社をつくった「教科書改善の会」の事務局である「教育再生機構」に在籍し、同機構が松江市で行つたタウンミーティングで、運営・司会を務めていたという経歴を持つ人物であり、地元でもいざれ動きが出てくるものとの認識がありました。しかし、益田市議会の中での動きも見えなかつた上に、教科書採択と益田市議会選挙の時期が重なり、具体的なとりくみができぬまま採択時期が過ぎてのことでした。

島根県教組は、採択が公表された即日、抗議声明を発表しました。翌日の新聞報道で驚いたのは、採択協議会会长を務める益田市教委の三浦正樹教育長（当時）が、育鵬社版教科書採択についてわざわざ記者会見まで開いたということでした。育鵬社版採択に対する並々ならぬ決意の現れといえます。

島根県教組は、何がどのように議論されたかを明らかにするため、情報公開にとりくみ、採択協議会規約、採択協議会の議事録、益田市教育委員会の議事録を入手しました。

採択協議会が公開した採択理由には、①地域の偉人「秦佐八郎」が掲載されている。②教育基本法、学習指導要領などの主旨に合致

している。文化遺産を多く取り上げていて日本人としての誇りを持ち学習することができる。③「歴史ものさし」等、時代の流れが理解しやすくなつていてる。④東京裁判、天皇についての記述等、資料が豊富で多面的な学習が可能であるとの四点が列挙されています。この中で特徴的なのは、②の「教育基本法、学習指導要領などの主旨に合致」とは、自民党が地方組織に出した通達や、「教科書改善の会」などが声明で出している常套句をそのまま記載していることです。さらに、④では、東京裁判や天皇の戦争責任について「つくる会」系の主張を色濃く反映している「読み物コラム」（同書二三二（ペー））や「人物コラム」（同書二三三（ペー））の部分をさしていふことです。

ここに採択の核心があると思われますが、採択協議会会长を務める三浦氏は、記者発表やその後の県教組の申し入れ（九月一五日）の場でも、この②や④の理由にはほとんどふれず、①で挙げた地域の偉人、秦佐八郎の掲載を採択理由として何度も強調しています。しかし、育鵬社版教科書では、一覧表で彼の名前に統いて「梅毒の特効薬の発見」と一行記載されているだけです。もちろん、秦佐八郎氏の功績を低く評価しようというつもりは毛頭ありません。ただ、教科書選定に際し、郷土の偉人がわずか一行掲載されていることをもつて採択とするのはあまりにも一面的であり、他に挙げられている②や④の理由を覆い隠す意図があるのでないかと考えざる

を得ません。

さらに驚いたのは、教科用図書が決定された二〇一一年八月二〇日の協議会の歴史教科書についての議事録です。教科書各社への評価が、全体で一六項目あげられている中、その内訳は、「教育出版」一項目、「育鵬社」一項目、「帝国」一項目、「東書」三項目となつており、猛烈に育鵬社の長所について述べている者がいたことがわかるものでした。

しかし、採決の状況は、新聞社の取材によると、採択協議会メンバー十七名中、「育鵬社」四名、「帝国」一名、「東書」一名、棄権が一名というものでした。また、島根県教組が、益田市以外の教育委員会の教育長に申し入れをした結果、それぞれの教育長が決して積極的に育鵬社版歴史教科書を支持しているわけではないということもわかりました。

その後、教職員のみならず不安を抱いている保護者や市民のみなさんとともに学べる機会をとの声に応え、「子どもと教科書全国ネット21」の俵義文事務局長を招いて二〇一一年一〇月一日に学習会を開催し、九〇名が参加して成功しました。

今回、島根大学教授の竹永三男さんに続き、島根大学名誉教授の井上寛司さんから、詳細な分析にもとづく学習資料が提起されました。これらを力に、次回採択阻止に向けた学習と運動を積み上げる決意です。

(島根県教職員組合執行委員長)

# 松江藩銀札の貨幣価値

藤澤秀晴

本稿で提起する問題は、次のとおりである。「一九世紀における松江藩の銀札の貨幣価値、別の表し方をすれば幕府の発行していた全国に流通する貨幣に対して、どの程度の割合の貨幣価値であったか」ということである。

結論は、全国貨幣に対する松江藩銀札の比率は、八七パーセント弱、つまり一割三分の低さであった。

これは、松江藩の銀札は、かなり高い貨幣価値をもつていた、ということである。

このような結論を割出した根拠は、次に紹介する史料にもとづいている。

その史料の出所は、拙編著『幕末・維新 出雲真宗海運史料』(平成二〇年、自費出版)三三・三四ページに掲載しているものである。

したがって、原史料は、浄土真宗鷺浦説教所(出雲市大社町鷺浦)に所蔵されている。

この史料については、詳細に説明しておきたい。

まず、この史料は、出雲国桶縫郡猪目浦から発せられて、隣の神門郡鷺浦に届けられた、寄附者連名書である。つまり、郡を越えての寄進簿である。だから極めて公的性質の強いものである。

これは推測だが、浦庄屋あたりが取り次いだものではあるまいか。

ここに記載されている四五件の寄附者たちは、当時の猪目では、どの程度の割合の人数であったか。そして、あるいは彼らは、それが世帯を代表する人たちではなかつたか、と思われる。

天保一四(一八四三)年の、猪目浦の「竈数」九二軒(外に医寺二)であつたから、四五という数は、ほぼ半数である。なお、この史料の年次は安政四(一八五七)年ものである。

ここに名を連ねた人たちは、当時の猪目浦における浄土真宗の門徒・信徒であつた。

○以下、四十五件は造作の寄進とみられる

銀札 弐匁(出雲 猪目)

飯島源三郎

金壱朱

(〃)

吉田屋 平左エ門

一、銀札四匁(〃)

(〃)

吉田 平七

一、同 弐匁(〃)

(〃)

吉田 柿三郎

一、同 壱匁

(〃)

大工 藤藏

一、同 壱匁

(〃)

猶左エ門

一、錢 拾文

(〃)

要三郎

一、同 弐拾文

(〃)

常五郎

一札 壱匁

(〃)

大工 市之丈

(一) 札 壱匁	(一) (錢) 拾文
(一) (錢) 三十文	(一) (錢) 三十文
(一) (錢) 四十五文	(一) (錢) 四十五文
(一) (錢) 拾貳文	(一) (錢) 拾貳文
(一) (錢) 三十文	(一) (錢) 三十文
(一) (錢) 三十文	(一) (錢) 三十文
(一) (錢) 六十文	(一) (錢) 六十文
(一) (錢) 四十五文	(一) (錢) 四十五文
(一) 百六十五文	(一) 百六十五文

(一) (無記名)	(一) (無記名)
幸四郎	おたけ
新次郎	藤三郎
柳左エ門	柳左エ門
安右エ門	安右エ門
周蔵	周蔵
忠左エ門	忠左エ門
重太郎	重太郎
切手屋 善蔵	切手屋 善蔵
祐四郎	祐四郎
利吉	利吉
徳右エ門	徳右エ門
林四郎	林四郎
興助	興助
夫右エ門	夫右エ門
庄三郎	庄三郎
榮左エ門	榮左エ門
米重	米重
佑蔵	佑蔵
政助	政助
八右エ門	八右エ門
宮市	宮市
庄五郎	庄五郎

史料の上に名を連ねている人物について、若干ふれておきたい。最初の「飯島源三郎」は、猪目浦で届指の素封家である。明治一四年地租改正の結果をまとめた地主名簿が『新修島根県史』の史料篇に出ている。当時の主人は飯島与九郎であるが、地価壹万円以上に名を連ねている。つまり、寄生地主として成長した家である。勿論、山を越えた平坦部の農地を、多く集積したのである。現在は絶家となり、所蔵史料はすべて古代出雲歴史博物館に収納されている。「金壺朱」を喜捨した吉田屋平左エ門が、猪目の淨土真宗の門徒をまとめた人物である。末尾の方に二件だけ、「平左エ門預り」という例が見える。「預り」の意味が今一つはつきりしないが、おそらく彼が立替え喜捨したのではあるまいか。

「切手屋 善蔵」というのは、猪目浦入港船（主として他国船）に対して通行証ともいってべき「切手」を発行する役屋である。勿論手数料をとつて発行したのだから、その家は富裕であった。喜捨額もやはり多い。四五人中で七人だけが銀札を使用している。この人たちとは、どういうわけで銀札を使用するのであろうか。その理由は定かにできない。ただ、中に「大工」が二人いるところから忠八  
文四郎  
喜平  
新助跡  
忠四郎  
喜平  
（無記名）  
幸四郎  
新次郎  
おたけ  
藤三郎  
柳左エ門  
柳左エ門  
安右エ門  
周蔵  
忠左エ門  
忠左エ門  
重太郎  
重太郎  
切手屋  
善蔵  
祐四郎  
利吉  
徳右エ門  
林四郎  
興助  
夫右エ門  
庄三郎  
榮左エ門  
米重  
佑蔵  
政助  
八右エ門  
宮市  
庄五郎

此分平左エ門預り藤右エ門	忠八
同人預り	文四郎
久右エ門	喜平
柳右エ門	新助跡
	忠四郎
	喜平

## 六 ベ 七百四十六文

みると、農家や漁家ではなくて、藩に対して役銀などを納める人たちはないか、と考えられる。さて、計算の手順を述べたい。まず銀札七人分の合計は、一二匁である。今これをAとする。

次の一人だけの「金壱朱」は、錢にして何文であるか。このことについては、次の史料を利用した。

### 一、錢五貫百六拾文

辰（弘化元）極月塩津浦（現出雲市塩津町）燒失致候二付、

難渋人江労りとして金子三歩ヲ以寸志シ致候

「永代日記」（星野家文書・大社町教委採録コピーによる）

この史料は、かつて本会報に載せたことがある（第一九・二〇号一九九〇・一二・九）。この史料から、一步は一貫七二〇文、これをさらに、4で割れば、一朱は四三〇文となる。これを、Bとしておく。

次に「錢」で喜捨した三七人分の総額は、一八二七文となる。これをCとする。

BとCを足して二二五七文とし、これを総締額の六七四六文から差引くと四四八九文を得る。

最後は四四八九文をAで割る。三四七文が出てくる。これが、最初にも述べた松江藩銀札の貨幣価値となる。

今までに、松江藩銀札の貨幣価値を論じた報告は、寡聞にして聞くことがない。もし本稿が、その最初のレポートとなれば、それが本稿の意義であろう。

最後に、藩札は全国的にどの藩の場合も、強制運用であった。つまり、藩札以外の貨幣の使用を許さなかつたのである。これが、たいていどの藩も共通していた。

松江藩では、金貨、錢貨の使用が認められていたことは、すでに史料でみたとおりである。あるいは、銀に限つては、銀札の使用が強制されていたかもしれない。

『日本の貨幣の歴史』（滝沢武雄・吉川弘文館・日本史学叢書）によると、次のような記述がある。

「Ⓐ札の銀の引替えを公定の場に限り、現銀がすべて藩の手に入るようにしていることⒷ領内では現銀錢の使用を禁じ、札の使用を強制していること、である。稀には尼崎藩札のようないきめ細かい場合、藩權力の強くなかつたときにそれが見られるという山口和雄の指摘（「藩札史研究序説」『経済学編集』三二一四）がある（二五九ページ）。しかし、松江藩の場合は、かなり事情が違つていたようである。

札・銀の引替えを、公定の場に限つていたのでもなさそうだし、領内での現銀錢の使用を禁じていたのでもないことは、すでに述べたとおりである。

このような、松江藩固有の独自性は、どこから出てきたのであるうか。

それは言うまでもなく、藩の財力が相応に強大であつたこと、政情が安定していたこと、などの事情に拠ると考えられる。

現に山陰ではたゞ一藩二隻の軍艦を購入しているし、天保大飢饉

でも、百姓一揆は皆無であった。

この点、全国で三番目に藩札を発行した、延享の政情とはかなり相違していたことは疑いない。

第十代藩主定安の政治手腕も働いていたとも考えられる。

〔付記〕

ここでは、民間人相互の取引で生じる価値を主題にした。藩当局と民間との間の取引では、また別途の価値が成立するように思われる。



松江藩銀札（梶谷弘氏提供）

〔編集後記〕

『島根史学会会報』第五一号をお届けいたします。本号には、特集として二〇一一年に益田地区で採用となつた育鵬社歴史教科書をとりあげ、井上寛司氏、舟木健治氏にその問題点を提示していただきました。また、藤澤秀晴氏は、松江藩の銀札の貨幣価値について詳細に論じていただきました。

今回の会誌も前回に引き続き充実した内容です。ぜひご味読下さい。島根史学会では、より一層の会報の充実をはかっていきたいと考えております。そのためには、会員の皆様からの積極的なご投稿が必要不可欠です。論考、史料紹介、研究動向、書評などご投稿をお願い申し上げます。

(T)

「島根史学会会報」第五一号 二〇一三年八月三一日発行

編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）

(〒六九〇一八五〇四) 松江市西川津町一〇六〇

島根大学法学部歴史と考古コース気付

電話 (〇八五二) 三三一六一九七

振替口座

松江 〇一四七〇一〇一八九八四

印 刷

電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八

(有)松本印刷